

合併基本計画

令和5年12月

長浜市

目 次

第1章 序 論

○ はじめに	1
1 合併の必要性	2
(1) 地方分権時代に向けた行財政基盤の強化	2
(2) 少子高齢化社会への対応	2
(3) 持続可能な地域づくり	3
(4) 地域特性を活かした協働によるまちづくり	3
(5) 共通する地域課題への対応	4
2 合併の効果	4
(1) 合併を契機とした市民生活の変化	4
(2) 専門的できめの細かい施策の推進	5
(3) 権限移譲による自立性の向上	5
(4) 広域的なまちづくりの推進	6
(5) 行財政の基盤強化	6
3 合併基本計画策定方針	6
(1) 計画の趣旨	6
(2) 計画の構成	7
(3) 計画の期間	7

第2章 地域の概況

1 地域の現状	8
(1) 位置・地勢	8
(2) 気候	9
(3) 面積	9
(4) 歴史・沿革	10
(5) 人口・世帯	11
① 定住人口	11
② 交流人口	12
(6) 産業	15
(7) 財政	20
(8) 都市	22
2 地域の課題	23
(1) 雇用の場と多様な産業の創出	23
(2) 自然とひととの共生と資源循環型社会の形成	25
(3) 地域で活躍する多様な人材の育成	26
(4) 少子高齢化に対応したセーフティネットの確保	27
(5) 住民の安全と安心の確保	27
(6) 拠点機能の形成とバランスある都市発展	28
(7) 住民自治によるまちづくりの展開	28
(8) 自立した自治体の形成と住民ニーズへの的確な対応	29

第3章 主要指標の見通し

1 人口の推移	30
(1) 総人口の推移	30
(2) 年齢3区分別人口の推移	31
2 世帯の推移	32

第4章 まちづくりの基本方針

1 基本理念と将来像.....	33
～琵琶湖の真珠 ひと・まち・みどりが結び合う自律協働都市～	
2 まちづくりの基本目標.....	34
(1) 地域活力の源泉となる多様な産業づくり.....	34
(2) 住むことが誇りとなる環境共生・循環型社会づくり.....	35
(3) 地域全体の人間力を育むひとづくり.....	36
(4) 結の心で結ぶセーフティネットづくり.....	36
(5) 連携と拠点機能を生み出す都市基盤づくり.....	37
(6) 自律と協働による住民自治のまちづくり.....	37
3 都市構造の基本方針.....	38
(1) 共生ゾーン.....	38
(2) 都市ゾーン.....	39
(3) 連携軸.....	40
(4) 駅周辺拠点.....	40
■ 都市構造の形成方針.....	41

第5章 基本施策

■ 施策の体系.....	42
1 地域活力の源泉となる多様な産業づくり.....	43
2 住むことが誇りとなる環境共生・循環型社会づくり.....	47
3 地域全体の人間力を育むひとづくり.....	51
4 結の心で結ぶセーフティネットづくり.....	55
5 連携と拠点機能を生み出す都市基盤づくり.....	58
6 自律と協働による住民自治のまちづくり.....	61

第6章 重点プロジェクト

1 「最先端都市形成」プロジェクト.....	64
2 「広域交流推進」プロジェクト.....	66
3 「広域交通軸の強化による1時間生活圏形成」プロジェクト.....	68
4 「手づくりコミュニティによる地域いきいき」プロジェクト.....	70
5 「流域をつなぐ水源の里復興」プロジェクト.....	72
6 「低炭素社会推進」プロジェクト.....	74

第7章 県事業の推進

1 県との協働・連携.....	76
2 主な事業.....	76

第8章 公共的施設の統合整備..... 78

第9章 財政計画

1 財政運営の基本方針.....	79
2 財政計画.....	80

[参考資料] 用語解説.....	84
------------------	----

第1章 序論

○ はじめに

市町村の合併の特例に関する法律（以下「旧合併特例法」という。）のもとで行われた市町村合併により、平成18年3月末時点で全国の市町村数は1,821となり、平成11年3月末時点と比べ1,411(44%)減少しました。当時の合併の背景として、地方分権一括法の施行に始まる地方分権の推進をはじめ、少子高齢化の進展、日常生活圏の広域化や、ライフスタイルの多様化に伴う行政需要の増大、行財政改革の推進などの全国的な動きがあり、これらが合併を推し進める大きな原動力となりました。

平成17年4月には、市町村の合併の特例等に関する法律（以下「新合併特例法」という。）が施行されましたが、その間、国や地域を取り巻く環境は、従前とは比較にならないスピードで、ドラスティックに変化しています。例えば、原料・食糧価格の際限なき高騰、食の安全をめぐる動向、危機的局面に入りつつある地球温暖化問題などのほか、地方分権については、道州制論議が各界を巻き込んでにわかに現実味を帯びはじめ、地方分権改革推進委員会での議論をベースとして新分権一括法案の国会提出に向けた取組が進んでいます。

一方、湖北地域では、平成17年をピークに人口が減少局面に入っていることに加え、中心市街地や山間部の集落では急速に高齢化が進み、コミュニティの維持が非常に困難になってきていることなど、地域の活力の根幹を揺るがすような課題が生じつつあります。

こうした内外の環境変化を十分に踏まえることはもとより、市民と行政が手を携え、長期的かつ俯瞰的な視点でこれからのまちづくりに取り組んでいく必要があります。本計画は、現時点でこうした考えのもとに、合併後の長浜市のまちづくりに向けたマスタープランとして取りまとめたものです。

1 合併の必要性

(1) 地方分権時代に向けた行財政基盤の強化

長浜市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町（以下、「1市6町」という。）を取り巻く環境の大きな変化の1つに、地方分権の動きがあげられます。

地方分権改革推進法に基づき内閣府に設置された地方分権改革推進委員会の動きとしては、平成20年5月に、第1次勧告がなされており、そのなかで、中央政府と対等・協力関係にあるものとして、自治立法権・自治行政権・自治財政権を有する完全自治体としての「地方政府」の確立に向け、国と地方および広域自治体と基礎自治体の役割分担を見直すよう、提言しています。特に、基礎自治体への権限移譲や自由度を拡大することを骨子とする「基礎自治体優先の原則」が明確に打ち出されています。

一方、新しい国の統治形態を示す道州制の動向に関しても、地方分権の考えが強く打ち出されています。平成16年3月に発足した第28次地方制度調査会（内閣総理大臣の諮問機関）において道州制に関する答申が出され、区域例や国と地方の事務配分など、道州制の基本的な枠組が示されています。その後、道州制担当大臣のもとに組織された道州制ビジョン懇談会が、平成20年3月に中間報告を提出し、地方への課税自主権の付与など、具体的な方針が示されるようになっていきます。こうした動きのほかにも、経済団体や有識者団体等においても、道州制について具体案の提出や議論がなされています。

このように、本格的な地方分権時代へと移行するなか、地方分権改革や道州制の議論や動きなどから伺われるように、これからの市町村は、地方政府として、より専門的、技術的な能力を有するなど、強固な行財政基盤をもつ自立した基礎自治体へと転換を図る必要があります。

(2) 少子高齢化社会への対応

全国的に少子高齢化が進展しており、2006年（平成17年）以降、日本の総人口は減少に転じています。1市6町においても、全国の傾向と同様に少子高齢化

が進展しており、なかでも、全体人口に占める高齢化率（65歳以上の割合）は、国や県全体の平均よりも高い状況となっており、今後においても、高齢化が一層進展していくことが推測されます。

高齢化が、地域の経済活動や地域コミュニティの活力に影響を及ぼすとともに、保健・福祉・医療といった費用の増大を招く一方、少子化により、将来における税収の大幅な改善が期待できなくなるなどといった事態が予想されます。このことから、合併によるスケールメリットを最大限に活かし、最小の経費で最大の効果が発揮できる効率的な行財政運営を進めていく必要があります。

(3) 持続可能な地域づくり

国は、平成16年度より国庫補助金の整理、地方交付税の見直し、地方への税源移譲のいわゆる「三位一体改革」を実施し、地方自治体の自立と自助を促進しています。一方、農山漁村地域の過疎化や、全国的な少子高齢化の進展に伴い、人口減少に拍車がかかり、特に人口規模の小さい町においては、地域づくりの基盤や行財政基盤が弱体化し、現在の町単位で行政サービスを維持していくことが、今後ますます厳しくなると予測されます。

このことを踏まえ、大きく変わろうとしている地方分権時代を見据えて、中・長期的、あるいは広域的な視点から、豊かな自然と懐深い歴史と文化のある本地域の特性にも配慮して、持続可能な地域づくりを進めていく必要があります。

(4) 地域特性を活かした協働によるまちづくり

これからの市町村は、これまで国や県が有していた権限を得て、自己責任に加え、自己決定権を拡充し、住民が望む専門的かつ高度なサービスを、これまで以上に提供できる力を養う必要があります。

現在、長浜市では、市民協働のまちづくりを推進する主体として地域づくり協議会が整備されつつあり、6町でも、相互扶助の精神に基づいた自治活動が行われていますが、住民が行政運営に積極的に参画し、住民と行政が協働してまちづくりを進める住民自治（ガバナンス）の地域社会を実現することが必要です。

(5) 共通する地域課題への対応

滋賀県東北部地域は、京阪神圏や東海圏の中心地から一定程度離れているという地理的条件から、概ね地域内で自己完結した生活・文化・経済圏を形成・維持してきました。しかしながら、近年は、少子化とともに圏外への人口流出が顕在化しつつあり、圏域としての自立性が揺らぎ始めています。

これまで工業団地の整備などによる企業立地や、産学連携事業など新しい産業の創出に向けた取組を進めてきていますが、さらに、競争力の高い圏域の基幹産業へと発展させていくことが必要です。また、広大な自然資源や様々な歴史文化資産を共有している地域特性を活かし、集客交流の促進や自然環境の保全などが必要です。

このように、1市6町では共通する課題が多く、合併による相乗効果によってその可能性を伸ばしていくとともに、新たな将来像を描き出し、滋賀県東北部地域の中核となりうる、魅力あるまちづくりを進めていくことが必要です。

2 合併の効果

(1) 合併を契機とした市民生活の変化

① 行政サービスの維持・向上

1市6町の合併により、従来からの行政サービスを維持するとともに、スケールメリットにより生み出される財源、人材、施設を有効に活用することにより、保健・福祉・医療・教育などをはじめ、様々な分野で、必要に応じて専門的なサービス提供ができるようになります。行政内部においても、人材交流が進むことから職員の資質向上にもつながります。こうしたことにより、全般的に住民サービスが向上することが期待されます。

② 利便性の向上

1市6町の合併により、保健・福祉・医療、スポーツ・レクリエーションなどの行政サービスを、今まで以上に便利に利用できる区域が双方に広がり、例えば、住民票等の交付申請や転入・転出の手続きを最寄りの庁舎（本庁・支所）で済ませることができるほか、公共施設の利用においても選択の幅が広がり、

住民の利便性が向上します。

③ 地域コミュニティ・市民活動の振興

補完性の原則である「地域のことは地域が対応し、地域で対応できないものは基礎自治体が対応する」を基本に、地域と行政の役割分担を明確にしたうえで、地域が担うことがふさわしいものについては、その担い手となりコミュニティや市民活動を促進する地域づくり協議会などの取組を支援することにより、地域が主体となったまちづくりが可能となります。

④ 地域のイメージアップ

観光や農産物などにおいて、「長浜」や「湖北」をブランド化することにより、これまでなかった新しい素材等を一体的にPRしたり、効率的で広域的な情報発信をしたりすることが可能となります。

(2) 専門的できめの細かい施策の推進

① 組織・機構の専門化

組織が大きくなることにより、業務を細分化することができ、より専門的な対応ときめ細やかな施策の推進が可能となります。

② 専門的な人材の育成

土木・農林・建築等の技術職を集約化し、設計・施工管理等を行うことにより、専門的かつ均一な施工が可能になります。また、保健師などの専門職を集中配置することにより専門性を高めるとともに、機動性の高い事業が展開できるようになります。

(3) 権限移譲による自立性の向上

開発許可事務等の権限移譲が、市域全体で適用されるようになり、事務処理の迅速化が可能となります。

また、現在の6町の範囲では、生活保護など、福祉関係事務の一部を県の地域振興局で行なっていますが、市へと移行することで、市民にとってより身近な市の事務事業として行うことができるようになります。

(4) 広域的なまちづくりの推進

広域的な視野に立った道路や公共施設の整備、土地利用など、より効果的なまちづくりをすることができるようになります。

観光面では、合併によって多彩で豊富になったイベントや祭り、歴史的資産や観光スポット等の観光資源を活用し、それらを全国規模で情報発信するなど、広域型・滞在型の観光振興を図ることが可能になります。

また、企業誘致においては、従来の行政区域を越えた、より広範囲な用地の整備が可能となり、企業の集積や各企業が求める多様な条件にも対応でき、誘致活動の幅が広がります。

(5) 行財政の基盤強化

① 合併による人員削減

特別職や議員、行政委員などの定数が削減されることにより、人件費の削減が図れます。

職員についても、定員適正化計画に基づき、総務や企画部門を中心として、職員の削減が図れる一方、専門職の計画的な採用を実施することができます。

② 事務や任意団体、公共施設の統廃合等による経費の削減

合併により、類似する事務事業や、目的の一致する任意団体、機能が類似もしくは重複する公共施設の整理統合により、事務事業および財政の効率化が図れます。

3 合併基本計画策定方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、新合併特例法に基づき、合併協議会で作成することが定められています。

この計画は、新市まちづくり計画（平成 17 年度 長浜市・浅井町・びわ町合併協議会が作成）に基本をおき、6 町の総合計画等の理念を継承しつつ、合併後の長浜市の円滑な運営の確保や均衡ある発展を図るため、新たなまちづくりに向

けた基本方針等を定めるものです。

とりわけ、この計画では、自らが有する権限と責任の範囲が拡大する地方分権時代を見据え、自立を念頭においた「地方政府」にふさわしいまちづくりの方向性や施策をとりまとめることとします。

なお、合併後において取り組むべき、より詳細かつ具体的な施策については、当該計画に基づいて見直しされる新しい総合計画に委ねるものとします。

(2) 計画の構成

この計画は新しいまちづくりの基本方針、基本方針を実現するための主要施策、公共的施設の統合整備、財政計画を中心に構成することとします。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、合併が行われた日の属する年度およびこれに続く 18 年間にかかるものとします。

第2章 地域の概況

1 地域の現状

(1) 位置・地勢

この地域は、滋賀県の東北部に位置し、北は福井県、東は岐阜県に接していません。周囲は伊吹山系などの山々と、ラムサール条約の登録湿地でもある琵琶湖に面しており、中央には、琵琶湖に注ぐ姉川や高時川、余呉川等により形成された豊かな湖北平野と水鳥が集う湖岸風景が広がり、県内でも優れた自然景観を有しています。

また、北國街道やこの街道と中山道を結ぶ最短経路であった北國脇往還沿道や、戦国時代を偲ばせる長浜城や小谷城跡、賤ヶ岳、姉川古戦場をはじめ、竹生島の宝厳寺、渡岸寺の国宝十一面観音をはじめとする数多くの観音が祀られる観音の里など、すぐれた歴史的遺産を有しています。

この地域は、京阪神や東海、北陸の経済圏域の結節点としての位置にあり、京都市や名古屋市からはおよそ60km圏域、大阪市からはおよそ100km圏域にあり、JR北陸本線・湖西線や北陸自動車道を主な広域交通軸として、これらの経済圏域と利便性高く結びついています。さらに、平成18年10月にJR北陸本線・湖西線が直流化されたことにより、「琵琶湖環状線」として京阪神圏はもとより、北陸圏域への交通利便性が今後ますます高まるものと考えられます。

■ 合併後の長浜市の位置



■ 合併後の長浜市の構成市町



(2) 気候

気候は、春から秋にかけては穏やかで過ごしやすく、冬季は日本海からの季節風が吹き込み、雪による降水量の多い日本海型の気候となっています。また、この地域の年間平均気温は14.2℃ですが、冬季にはマイナス3.6℃、夏季には35.3℃までとなっています。年間平均降水量は1,412mmという状況です。

■気候一月別平均気温（平成17年） （単位：℃）

	全年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
虎姫	14.2	2.9	3.3	5.9	13.2	16.5	23.1	25.1	26.5	23.9	17.6	10.0	2.5
(今津)	13.8	2.2	2.8	5.2	12.5	16.0	22.6	24.8	26.4	23.8	17.5	9.9	2.3
(彦根)	14.8	3.6	3.9	6.4	13.2	16.6	23.1	25.6	27.2	24.5	18.4	11.1	3.5

（資料：平成17年度滋賀県統計書(彦根地方気象台「滋賀県気象年報」)

(3) 面積

1市6町の面積は、東西約25Km、南北約40Km、総面積539.48km²で、滋賀県全体の面積の約14.2%を占めています。このうち、可住地面積が、164.40km²であり、全体の約30.5%となっています。

また、地目別の土地利用状況は、山林が29.6%、農地が16.9%、宅地が4.8%となっています。

■面積

	面積 (km ²)	可能住地面積		うち琵琶湖面積 (km ²)	うち琵琶湖除外 面積 (km ²)
		面積 (km ²)	比率 (%)		
長浜市	247.01	80.93	32.8	97.44	149.57
虎姫町	9.45	8.84	93.5	-	9.45
湖北町	42.76	20.41	47.7	13.68	29.08
高月町	41.22	18.58	45.1	12.95	28.27
木之本町	91.92	11.55	12.6	3.48	88.44
余呉町	167.62	12.25	7.3	-	167.62
西浅井町	80.81	11.84	14.7	13.76	67.05
合計	680.79	164.40	24.1	141.31	539.48

■土地利用種類別面積

（単位：ha）

	総数	農地	宅地	山林	その他
長浜市	14,949	4,260	1,511	3,122	6,056
虎姫町	945	512	111	38	284
湖北町	2,401	1,274	228	367	533
高月町	2,695	1,154	290	348	902
木之本町	8,807	531	198	2,188	5,890
余呉町	16,658	616	94	5,770	10,180
西浅井町	6,487	618	110	3,842	1,918
合計	52,942	8,965	2,542	15,675	25,763
％	-	16.9	4.8	29.6	48.7

（資料：平成18年滋賀県税政課調べ）

(4) 歴史・沿革

長浜市は、天正年間に羽柴秀吉（のちの豊臣秀吉）が「今浜」を「長浜」に改名し、小谷城下などの商人たちを集めて、楽市である城下町を作ったのが現在の長浜の基礎となっています。昭和18年に、長浜町・六荘村・西黒田村・神照村・南郷里村・北郷里村・神田村の1町6か村が合併して市制が敷かれ、平成18年に長浜市、浅井町、びわ町の1市2町が合併し、現在に至っています。

虎姫町は、姉川、高時川、田川など豊かな水に恵まれ、太古から人々が住みつき、田畑や集落が開かれた地域です。昭和15年に虎姫村が町制に移行し、現在に至っています。“虎姫”という地名は、町域内の北部に位置する歴史と伝説の山「虎御前山」にちなんで付けられました。

湖北町は、古くは縄文時代からひとが住みつき、幾多の文化を育んできた歴史のある町です。特に、浅井亮政が築城した小谷城は、久政を経て長政が信長に敗れるまで三世50年間の根拠地となりました。昭和30年小谷村、速水村が合併し湖北町となり、翌31年湖北町と朝日村が合併し、現在に至っています。

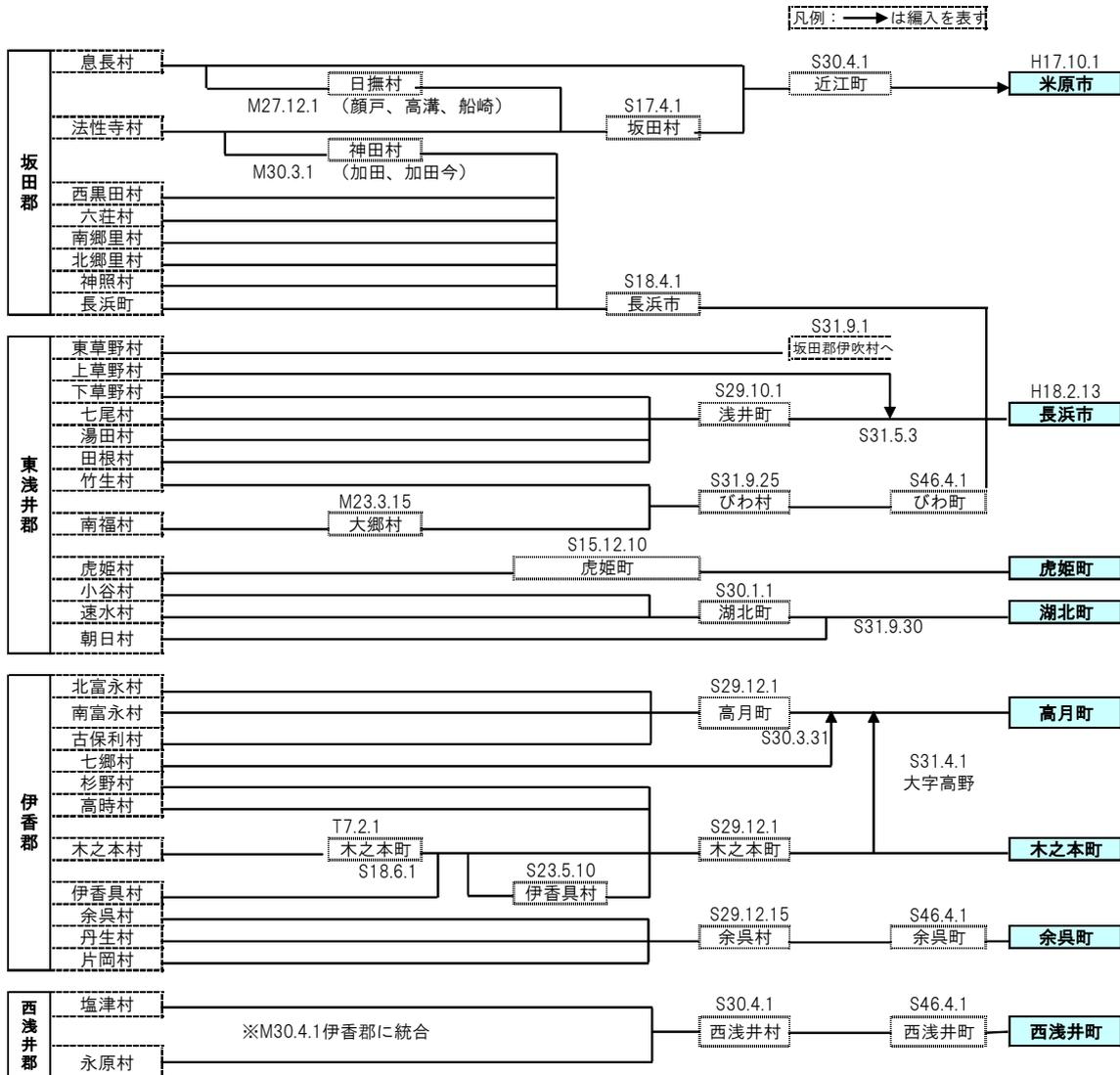
高月町は、昭和29年に北富永村、南富永村、古保利村の3か村が合併して町制が敷かれ、翌30年には七郷村と、31年には高時村（昭和29年に木之本町と合併）の大字高野とそれぞれ合併し、現在に至っています。町名の由来は、公募の結果、国鉄（当時）の駅名であり平易な文字でもある「高月」が採用されました。

木之本町は、伊香具神社を中心に上古淡海国の先進地であり、大陸と都を結ぶ要衝地として発達し、木之本地蔵院の門前町として、また北國街道・北國脇往還の宿場としてにぎわい、横山岳信仰、己高山山岳仏教などとともに多彩な歴史と文化を醸成してきました。大正7年に木之本村が町制に移行し、昭和29年に伊香具村、高時村、杉野村の1町3村が合併し現在に至っています。

余呉町は、古墳時代から開かれ奈良時代から平安時代にかけて余呉郷・丹生郷・片岡郷の3つを総称して余呉の庄として統治されていたのが始まりです。昭和29年に余呉村・丹生村・片岡村が合併し余呉村となり、昭和46年には町制が敷かれ現在に至っています。

西浅井町は、近世から近代にかけて、京都・大阪と北陸各地を結ぶ、琵琶湖湖上交通の主役であった丸子船によって、物流の要衝として栄えました。昭和30

年に旧永原村と旧塩津村とが合併し、西浅井村となり、昭和 46 年に町制に移行し、現在に至っています。



参考資料：『滋賀県史 昭和編 第2巻』

(5) 人口・世帯

① 定住人口

国勢調査では、1市6町の平成17年総人口は124,498人で、平成12年の123,862人に比べて636人、0.51%増加しています。最近の人口が増加している背景には、平成3年のJR北陸本線の長浜駅までの直流化による交通利便性の向上に加えて、長浜市を中心とした区画整理や民間開発、住宅団地の整備、高層マンション建設などが進められたことなどがあげられます。

1市6町ごとの定住人口の動向(平成12年と平成17年との比較)を見ると、長

浜市では、2,144人（2.66%）、湖北町では、100人（1.13%）増加していますが、虎姫町では、272人（4.65%）、高月町では124人（1.20%）、木之本町では651人（7.10%）、余呉町では287人（6.80%）、西浅井町では274人（5.60%）それぞれ減少しており、長期的に見ると、北部地域では人口流出による過疎化が進んでいることが伺われます。

また、1市6町の総世帯数は、平成17年に40,674世帯で、平成12年の37,947世帯に比べ2,727世帯（7.2%）増加しており、1世帯あたりの人数は3.26人から3.06人へと減少しており、核家族化が進んでいることが伺われます。

■ 人口の推移

	昭和35年	平成7年	平成12年	平成17年	増減率	
					H17/S35	H17/H12
長浜市	68,572人	77,339人	80,532人	82,676人	20.57%	2.66%
虎姫町	6,148人	6,007人	5,854人	5,582人	△9.21%	△4.65%
湖北町	8,932人	9,023人	8,826人	8,926人	△0.07%	1.13%
高月町	8,886人	10,976人	10,366人	10,242人	15.24%	△1.20%
木之本町	12,290人	9,628人	9,170人	8,519人	△30.69%	△7.10%
余呉町	6,344人	4,417人	4,218人	3,931人	△38.04%	△6.80%
西浅井町	5,894人	5,025人	4,896人	4,622人	△21.58%	△5.60%
計	117,066人	122,415人	123,862人	124,498人	6.35%	0.51%

（資料：各年国勢調査）

■ 世帯数の推移

	昭和35年	平成7年	平成12年	平成17年	増減率	
					H17/S35	H17/H12
長浜市	17,570	22,987	25,469	28,096	59.91%	10.31%
虎姫町	1,454	1,728	1,761	1,775	22.08%	0.80%
湖北町	2,063	2,302	2,360	2,432	20.31%	3.05%
高月町	1,959	3,210	3,080	3,218	64.27%	4.48%
木之本町	2,928	2,688	2,723	2,670	△8.81%	△1.95%
余呉町	1,488	1,235	1,267	1,230	△17.34%	△2.92%
西浅井町	1,354	1,300	1,327	1,292	△4.58%	△2.64%
計	28,816	35,450	37,987	40,713	41.46%	7.18%

（資料：各年国勢調査）

② 交流人口

1市6町間の住民生活分野での交流は昔から盛んで、現在でもその結びつきには強いものがあります。

ア 通勤・通学の動向

通勤・通学人口は、平成17年の国勢調査によると、長浜市は、市内で71.0%、6町へは9.1%となっています。6町は、各町内での割合が最も多くなっており、次いで長浜市への割合が高く、虎姫町が33.8%、湖北町が30.9%、高月町が21.4%、木之本町が19.3%、余呉町が17.8%、西浅井町が12.0%となっています。

■ 通勤者・通学の動向

(単位 上段：人 下段：%)

		居 住 地						
		長浜市	虎姫町	湖北町	高月町	木之本町	余呉町	西浅井町
通勤通学者数(人)		44,703	2,849	4,957	5,959	4,242	2,122	2,432
通勤 通学 先	長浜市	31,721 71.0	962 33.8	1,532 30.9	1,277 21.4	818 19.3	378 17.8	292 12.0
	虎姫町	1,397 3.1	1,108 38.9	258 5.2	214 3.6	116 2.7	59 2.8	39 1.6
	湖北町	605 1.4	79 2.8	1,627 32.8	245 4.1	96 2.3	41 1.9	39 1.6
	高月町	1,328 3.0	126 4.4	548 11.1	2,920 49.0	528 12.4	199 9.4	259 10.6
	木之本町	626 1.4	79 2.8	188 3.8	423 7.1	2,046 48.2	296 13.9	272 11.2
	余呉町	42 0.1	- -	21 0.4	43 0.7	66 1.6	865 40.8	19 0.8
	西浅井町	51 0.1	- -	15 0.3	35 0.6	38 0.9	24 1.1	1,068 43.9

※ 居住地から通勤地・通学地への通勤者通学者の動向(資料：平成17年国勢調査)

イ 買い物の動向

平成18年度の「滋賀県消費購買動向調査」によると、6町から長浜市内で買い物をしている割合は、虎姫町が57.8%、湖北町が47.3%、高月町が36.5%、木之本町が29.4%、余呉町が31.7%、西浅井町が22.3%となっています。

■ 購買動向

(単位：%)

		買 い 物 先								
		旧長浜市	旧浅井町	旧びわ町	虎姫町	湖北町	高月町	木之本町	余呉町	西浅井町
居 住 地	旧長浜市	83.0	0.9	0.1	0.2	-	0.4	-	-	-
	旧浅井町	64.4	23.0	0.1	1.0	0.3	0.8	-	-	-
	旧びわ町	69.9	0.2	8.5	2.9	3.1	6.4	0.1	-	-
	虎姫町	55.7	1.9	0.2	25.9	4.9	1.8	-	-	-
	湖北町	46.8	0.5	-	3.0	24.3	15.4	1.4	-	-
	高月町	36.4	0.1	-	0.4	5.4	40.5	7.9	-	-
	木之本町	29.4	-	-	-	0.1	14.9	52.3	-	-
	余呉町	31.7	-	-	0.6	0.2	13.5	34.2	8.1	-
	西浅井町	22.3	-	-	0.2	1.1	11.5	30.1	-	6.4

※ 他市町村は除外して掲載しています。

(資料：平成18年度滋賀県消費購買動向調査)

ウ 観光の動向

平成18年の滋賀県観光入込客統計調査によると、1市6町で約900万人の観光入込客があり、滋賀県全体の19.6%と高い割合となっています。主な観光地として、黒壁や竹生島、豊公園(長浜市)をはじめ、五村別院(虎姫町)、湖北みずどりステーション・道の駅(湖北町)、渡岸寺の観音堂(高月町)、北國街道界隈や賤ヶ岳古戦場(木之本町)、余呉湖(はごろも市、わかさぎ釣り)やウッディパル余呉(余呉町)、奥びわ湖水の駅(西浅井町)などがあります。

■ 観光客の動向

(単位：万人)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
長浜市	560.2	549.3	550.6	521.6	760.1
虎姫町	2.8	3.0	2.7	3.2	3.9
湖北町	32.7	48.3	53.4	51.5	59.9
高月町	29.1	28.0	27.7	25.4	23.2
木之本町	24.8	23.1	22.8	22.8	22.1
余呉町	32.0	25.4	24.5	25.7	25.7
西浅井町	30.4	28.5	27.3	28.4	15.4
計	712.0	705.6	709.0	678.6	910.3
県全体	4,399.3	4,229.2	4,368.2	4,311.9	4,650.3

(資料：各年滋賀県観光入込客統計調査)

■観光入り込み客数の推移

(単位：人)

市町名		平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
長浜市	日帰	4,978,110	5,127,300	5,319,300	5,210,300	5,211,700	4,901,800	7,281,400
	宿泊	218,700	249,800	282,700	282,800	294,400	314,000	319,800
	計	5,196,800	5,377,100	5,602,000	5,493,100	5,506,100	5,215,800	7,601,200
虎姫町	日帰	27,500	27,900	27,200	28,500	25,900	30,100	37,700
	宿泊	1,500	1,500	500	1,100	900	1,400	1,500
	計	29,000	29,400	27,700	29,600	26,800	31,500	39,200
湖北町	日帰	129,800	131,200	322,100	472,200	520,700	505,300	589,600
	宿泊	8,500	8,400	4,500	10,400	12,800	10,100	9,400
	計	138,300	139,600	326,600	482,600	533,500	515,400	599,000
高月町	日帰	282,800	274,700	290,700	280,000	276,800	253,500	231,700
	宿泊	-	-	-	-	-	-	-
	計	282,800	274,700	290,700	280,000	276,800	253,500	231,700
木之本町	日帰	225,900	220,300	226,200	211,000	207,100	207,000	202,100
	宿泊	16,400	16,100	21,400	20,000	20,800	21,200	18,900
	計	242,300	236,400	247,600	231,000	227,900	228,200	221,000
余呉町	日帰	229,300	249,600	298,300	234,900	225,300	238,900	240,500
	宿泊	20,200	20,700	21,300	19,500	19,400	17,900	16,400
	計	249,500	270,300	319,600	254,400	244,700	256,800	256,900
西浅井町	日帰	260,700	382,700	276,800	256,900	252,300	259,700	128,800
	宿泊	31,700	28,600	27,200	28,000	21,000	24,200	25,000
	計	292,400	411,300	304,000	284,900	273,300	283,900	153,800
計	日帰	6,134,100	6,413,700	6,760,600	6,693,800	6,719,800	6,396,300	8,711,800
	宿泊	297,000	325,100	357,600	361,800	369,300	388,800	391,000
	計	6,431,100	6,738,800	7,118,200	7,055,600	7,089,100	6,785,100	9,102,800

(資料：各年滋賀県観光入込客統計調査)

(6) 産業

ア 事業所・従業者

平成18年の事業所、企業統計調査による産業分類別従業者数は1市6町で55,836人、そのうち第1次産業が530人(1.0%)、第2次産業が20,612人(36.9%)、第3次産業が34,694人(62.1%)となっています。また、事業所は、平成18年現在、1市6町で6,309箇所あり、そのうち約2/3が長浜市内にあります。

■ 事業所数、従業者数の推移

(単位：従業者 人)

	平成11年		平成13年		平成16年		平成18年	
	事業所	従業者	事業所	従業者	事業所	従業者	事業所	従業者
長浜市	4,380	34,099	4,595	39,171	4,223	34,812	4,167	38,685
虎姫町	335	2,330	337	2,812	285	2,270	290	2,674
湖北町	466	2,306	479	2,534	440	2,240	441	2,713
高月町	540	6,299	584	6,791	521	5,684	531	5,935
木之本町	494	3,510	571	4,377	490	3,128	500	3,815
余呉町	134	473	182	794	160	577	160	777
西浅井町	243	987	255	1,320	219	948	220	1,237
計	6,592	50,004	7,003	57,799	6,338	49,659	6,309	55,836

(資料：各年事業所・企業統計調査)

■ 産業分類別従業者数

(単位：人)

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	計
長浜市	167	13,490	25,028	38,685
虎姫町	-	1,455	1,219	2,674
湖北町	8	995	1,710	2,713
高月町	31	2,958	2,946	5,935
木之本町	314	1,023	2,478	3,815
余呉町	10	226	541	777
西浅井町	-	465	772	1,237
計	530	20,612	34,694	55,836
(構成比)	(1.0%)	(36.9%)	(62.1%)	(100.0%)

(資料：平成18年事業所・企業統計調査)

イ 商業

平成16年の商業統計調査によると、1市6町全体で、卸売・小売業を合わせた事業所（商店）数が1,765、従業者数が10,571人、年間商品販売額が約2,158億円です。県全体における割合では、事業所数で11.5%、従業者数で10.0%、年間商品販売額で8.6%を占めており、長浜市を中心とした広域的な商圈を形成しています。

■ 事業所数、年間商品販売額等

	事業所数	従業者数（人）	年間商品販売額 （億円）	従業者1人当たり 販売額（百万円）
長浜市	1,135	7,697	1,801.4	23.4
虎姫町	74	297	46.6	15.7
湖北町	69	454	58.8	13.0
高月町	115	728	136.3	18.7
木之本町	130	778	138.6	17.8
余呉町	32	160	26.6	16.6
西浅井町	47	187	17.4	9.3
計	1,602	10,301	2,225.8	21.6
県全体	13,912	102,676	25,076.5	24.4

（資料：平成19年商業統計調査）

ウ 工業

工業では、江戸時代に始まる「浜ちりめん（絹織物）」の伝統を受け継ぎ、明治以降は地域産業を主導する繊維産業が発達しました。昭和に至っては、機械や化学など比較的規模の大きい製造業が立地し、雇用の場として大きな役割を果たしてきました。しかし、産業構造の転換による厳しい経済環境の中で、事業の再編成の動きも見られます。

一方、近年では長浜ドームを開催地として平成10年にスタートした「びわ湖環境ビジネスメッセ」が10回を重ね、関西における環境ビジネス交流のメッカとして役割を果たしており、さらに平成15年4月の長浜バイオ大学の開学、平成18年4月のバイオインキュベーションセンターの開所、平成19年4月の長浜バイオ大学大学院の開学を契機として、新たな先端産業の創出も期待されています。

ところで、1市6町全体の製造業の事業所数は359、製造品出荷額等は約6,343億円に上ります。出荷額の多いところを見ると、長浜市では、情報通信機械、一般機械、プラスチックが多く、高月町では、一般機械が主体をなしています。

■ 製造業の事業所数、製造品出荷額等

	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(億円)
長浜市	218	9,971	4,083.8
虎姫町	23	1,293	401.9
湖北町	29	805	367.3
高月町	26	2,168	1,401.7
木之本町	20	632	115.6
余呉町	10	100	11.3
西浅井町	8	265	64.5
計	334	15,234	6,446.2
県全体	3,248	154,947	68,399.5

(資料：平成18年工業統計調査)

エ 農業

総農家数は、年々減少の傾向にあり、1市6町全体で5,776戸、うち販売農家が全体の67.3%の3,888戸、自給的農家が全体の32.7%の1,888戸となっています。耕地面積は、全体で6,547ha、そのうち田が6,338ha、96.8%、普通畑が170ha、2.6%、樹園地が11ha、0.2%、牧草地が4ha0.1%です。

農業算出額（平成14年）は、1市6町全体で約73億円あり、全体の特徴としては米作が主体で他に麦や大豆も栽培されています。地域別に見ると長浜市ではぶどうやメロン、高月町ではすいかやメロン、余呉町では山菜などの特産品があり、常設直売所として、「ふれあいの里・プラザふくらの森」、「産直びわみずべの里」（長浜市）のほか、「湖北みずどりステーション」（湖北町）やJR木ノ本駅「おかん」（木之本町）、「奥びわ湖水の駅」（西浅井町）などがあります。

■ 農家数・耕地面積等

(単位：戸、ha、千万円)

	総農家数			耕地面積					農業 産出額
	販売	自給的	計	田	普通畑	樹園地	牧草地		
長浜市	2,822	1,939	883	3,273	3,170	80	9	0	364
虎姫町	269	168	101	424	413	10	0	-	42
湖北町	549	405	144	1,015	986	25	0	-	116
高月町	595	447	148	909	894	14	0	-	101
木之本町	513	255	258	274	263	10	1	-	34
余呉町	479	287	192	268	252	13	1	-	30
西浅井町	549	387	162	384	360	18	0	4	47
計	5,776	3,888	1,888	6,547	6,338	170	11	4	734

(資料：平成17年世界農林業センサス、平成18年生産農業所得統計)

オ 水産業

漁業経営体数は、129体で約80%が個人経営体です。琵琶湖ではアユ、ニゴロブナ、ホンモロコ、ビワマス、姉川ではアユを対象として漁業が営まれています。また、姉川河口部に設置された人工河川においてアユの増殖が行われているほか、琵琶湖ではニゴロブナ、ホンモロコ、主要河川ではビワマスの種苗放流も行われています。

■ 漁業の状況 (単位：体 (or団体)、人)

	漁業経営体数			漁業就業者	
	総数	個人	会社		その他
長浜市	53	49	1	3	67
虎姫町	7	0	0	7	-
湖北町	33	24	0	9	41
高月町	1	x	x	0	x
木之本町	3	2	0	1	3
余呉町	4	4	0	0	4
西浅井町	28	24	0	4	41
計	129	103	1	24	156

※高月町の漁業経営体数の組織別内訳及び漁業就業者数は不明

(資料：2003年(第11次)漁業センサス調査結果報告書)

カ 林業

森林面積は、1市6町全体で373.06km²あり、余呉町が最も広く、全面積の41.2%を占めています。次いで木之本町が20.6%、長浜市が18.4%、西浅井町が14.7%となっています。森林の多面的機能を活かした施設として、高山キャンプ場(長浜市)や大見いこいの広場(木之本町)、ウッディパル余呉、妙理の里(余呉町)などがあります。

■ 利用地種別林野面積 (単位：km²)

	天然林	人工林	その他	計
長浜市	39.41	27.82	1.39	68.62
虎姫町	0.47	0.04	0.09	0.60
湖北町	6.91	1.52	0.23	8.66
高月町	5.38	3.89	0.41	9.68
木之本町	38.95	33.28	3.15	75.38
余呉町	90.14	30.76	2.56	123.46
西浅井町	26.23	26.48	0.90	53.61
計	207.49	123.79	8.73	340.01

(資料：平成18年度滋賀県森林・林業統計要覧)

(7) 財政

① 住民一人あたりの主な財政指標

1市6町の住民一人あたりの主な財政指標は、次の表のとおりです。おおむね、人口規模の大きい自治体ほど、住民一人あたりの地方交付税額や、歳出総額が少なくなっています。これは、自治体における人口規模の拡大が、「規模の効率化」を生み、住民一人あたりの行財政の効率化につながっているものと考えられます。

■ 住民一人あたりの主な財政指標 (単位：千円)

	市町税	地方交付税	歳出総額	人件費	積立金残高	地方債残高
長浜市	135	93	427	67	114	446
虎姫町	100	227	512	116	241	711
湖北町	110	126	478	85	95	540
高月町	250	60	435	83	86	566
木之本町	96	207	630	93	287	709
余呉町	76	372	722	134	225	873
西浅井町	94	263	506	103	262	715
1市6町平均	135	123	462	78	137	518

(資料：平成18年度地方財政状況調査)

② その他の財政指標

その他の主な財政指標は、以下の表のとおりです。

■ その他の財政指標

	歳入総額に占める割合(%)			エ財政力指数	オ経常収支 比率(%)	カ実質公債費 比率(%)
	ア自主財源	イ市町村税	ウ地方交付税			
長浜市	46.7	30.9	21.4	0.588	90.6	15.6
虎姫町	33.5	19.4	43.8	0.348	99.2	17.4
湖北町	32.6	22.0	25.2	0.460	86.6	17.8
高月町	62.5	55.6	13.2	0.850	76.5	13.2
木之本町	39.7	14.1	30.6	0.340	93.4	17.4
余呉町	30.2	10.1	50.0	0.200	97.0	20.4
西浅井町	28.6	18.1	50.6	0.280	92.9	21.9
1市6町平均	43.9	28.3	25.8	0.522	90.0	16.4

(資料：平成18年度地方財政状況調査)

ア 自主財源の状況

市町村税、分担金及び負担金、使用料及び手数料など、市町村が自主的に

収入を確保することのできる自主財源の歳入総額に占める割合は、高月町が62.5%、長浜市が46.7%、他の自治体は30%台以下であり、依然として低い水準にあります。なお、自主財源が多いほど、行政活動の自主性と安定性を確保できるとされています。

イ 市町村税の状況

自主財源のうちの市町村税の歳入総額に占める割合は、高月町が55.6%と高く、長浜市が30.9%、湖北町が22.0%であり、他は10%台となっており、低い水準にあります。

ウ 地方交付税の状況

国庫支出金や地方交付税などのように国や県の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入を依存財源と言います。このうち、その中心を占める地方交付税が歳入総額に占める割合は、低い順から高月町が13.2%、長浜市が21.4%、湖北町が25.2%であり、他の自治体は30%以上の水準にあります。

一般的に、人口規模が小さく、地方税など自主財源の占める割合の低い自治体ほど、地方交付税制度の見直しの影響は大きいものと予想されます。

※地方交付税 所得、法人、酒、消費、たばこの国税5税からの一定割合を財源に、全国どこでも一定水準の行政サービスが提供できるよう、自治体の財政力に応じて配分されるもの。通常の行政に対する普通交付税（全体の94%）と災害対策などに充てる特別交付税（同6%）があります。標準的なサービスに必要な経費（基準財政需要額）と見込まれる地方税収入（基準財政収入額）の差額が交付額となります。

エ 財政力指数

自治体の財政力を示す指数で、普通交付税算定の基礎となるものです。この数値が大きい自治体ほど普通交付税への依存度が低く、財政的に豊かであると言われていています。

オ 経常収支比率

団体の財政構造の弾力性（自由度）を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に使われた一般財源が、地方税、普通交付税などの毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）の総額に占める割合をいいます。

この数値が大きいほど財政が硬直化しており、新しい政策に使うことができるお金の割合が少ないこととなります。

カ 実質公債費比率

毎年経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金など、実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合を示すものです。

平成18年度から地方債の発行に際して、その基準として設けられたもので、この比率が18%以上の団体は、地方債の発行に際して県の許可が必要になり、25%以上の団体は、地方債の発行が制限されます。

以上のように、財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」や起債発行の目安となる「実質公債費比率」においては、自治体ごとに差はあるものの、全体的に楽観視できない状況にあります。

さらに、歳入総額に占める地方交付税の割合や財政力指数が示すように、自治体によっては、依存財源、とりわけ地方交付税が歳入に大きなウェイトを占めていることもあり、三位一体改革をはじめとした地方財政制度改革を通じ、極めて厳しい財政運営を強いられる局面を迎えています。また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行されるなど、他の自治体との比較検証が可能となったことから、絶えず相対的に財政状況を把握しつつ、今まで以上に健全な財政運営を行うことが重要となります。

<留意点>

ここに掲載した財政指標は、現在の1市6町の財政指標の比較とその合算のデータです。合併によって行財政の効率化を達成していけば、各種の財政指標は改善されることが見込まれます。

(8) 都市

1市6町の公共交通の動脈の一つであるJR北陸本線および湖西線は、平成18年10月の直流化により「琵琶湖環状線」が実現し、市町内の各駅から新快速電車で京阪神方面へ乗り換えが必要でなくなったことをはじめ、交通利便性が大きく高まり、今後の利用者の増加が期待されます。

また、道路では、縦断する北陸自動車道や、国道8号、国道365号、国道303号、県道湖北長浜線（湖周道路）、坂浅広域農道等により、京阪神圏、東海圏、

北陸圏との結節点としての役割を果たしています。一方、市域内では、主要地方道中山東上坂線をはじめ、県道伊部近江線、県道佐野長浜線、県道木之本長浜線などにより、駅や商業集積地、医療機関などと結びついた交通ネットワークが形成されています。

■ 主な交通基盤

鉄道	JR 北陸本線 8 駅 JR 湖西線 1 駅 (東海道新幹線)
高速道路	北陸自動車道
一般国道	8 号 365 号 303 号

■ JR 駅 1 日平均旅客乗車人員

(単位：人)

駅名	年度	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18		
							計	定期	定期外
北陸本線	近江塩津	184	170	160	168	164	178	113	65
	余呉	151	154	156	178	180	188	134	54
	木ノ本	933	861	822	813	850	801	560	241
	高月	632	615	619	614	580	624	414	210
	河毛	375	371	382	389	405	408	308	100
	虎姫	530	543	530	488	508	510	393	117
	長浜	4,724	4,699	4,689	4,815	4,909	4,996	2,809	2,187
	田村	436	479	669	827	947	1,038	812	226
	坂田	552	574	582	572	550	575	412	163
湖西線	永原	152	145	137	131	119	117	109	8
	10 駅計	8,669	8,611	8,746	8,995	9,212	9,435	6,064	3,371
琵琶湖線	米原	4,416	4,243	4,310	4,380	4,441	4,434	2,558	1,876
	彦根	9,198	9,050	9,086	9,261	9,382	9,767	6,800	2,967

(資料：各年滋賀県統計書)

2 地域の課題

(1) 雇用の場と多様な産業の創出

合併後の長浜市が持続可能な発展を遂げていくためには、若者をはじめ幅広い世代に対応できる雇用の場を地域特性に応じてバランスよく確保し、地域の経済的な自立性を高めていくことが最も重要となります。このため、地域産業の振興や新たな産業の創出を戦略的に進めることが課題となっています。

① 少子高齢化・人口減少、ボーダレス化、グローバル化が進むなかで、地域資源を活用した内発型の地域振興が求められるようになってきています。その大きな条件として、びわ湖環境ビジネスメッセの継続的な開催や長浜バイオ大学の開校などを契機として、新しい産業展開の芽が育ちつつあります。既存の研究機関や企業の技術力、大学の知的資源等を活かしながら、「バイオ」「環境」「健康」などをキーワードとした産業の立地環境の整備やICT（情報通信技術）を活かした起業や業態転換の条件整備、創業を目指す人材やベンチャー企業の育成・支援など、新しい産業展開の仕組みづくりが必要です。

② 1市6町は、全国的に知名度の高い曳山まつり、盆梅展、黒壁、竹生島、金糞岳をはじめ、小谷城跡、渡岸寺観音堂、雨森芳洲庵、賤ヶ岳古戦場、木之本地蔵院、横山岳、余呉湖、山門水源の森のほか、北國街道や北國脇往還沿道の歴史文化資産など、豊富な観光資源を有しています。しかし、年間900万人の観光客のほとんどが日帰り客であり、滞在性、回遊性に欠け、これらの観光資源を十分に活かしているとは言えません。

このため、1市6町が有する個々の観光資源を磨き上げ、相互のネットワーク化を図るとともに、創意工夫を活かしたイベントや新しい地場産品の創出などにより、集客力の強化を図る必要があります。また、グリーンツーリズムやブルーツーリズム、もてなし型の観光、魅力的な商業など、幅広い視点から、個性豊かで情報発信力に優れた交流産業を育む必要があります。

③ 1市6町においては、これまでに整備されてきた工業団地などに多くの企業が立地しています。しかし、近年、製造業事業所数、従業者数が年々減少傾向をみせており、また、当地域の10～20歳代前半の人口割合が、全国・県平均と比べて少なくなっていることから、若者が働ける魅力ある雇用の場を確保することが必要です。

このため、広域的な交通拠点機能の優位性を活かし、優良な外資系企業の誘致などを進めていくことが求められます。

④ 地場産業や伝統産業は、厳しい環境下に置かれていますが、製品の高付加価値化や地域ブランドの情報発信等により、振興を図る必要があります。

⑤ 農林水産業については、就業者数の減少と高齢化に加えて、後継者不足が深刻化するなか、農地や森林の保全や適正な管理が課題となっています。しかし、

一方で、第1次産業の持つ自然環境の保全と循環機能が見直されるとともに、「地産地消」「食の安全」「食糧自給率の向上」という言葉に代表されるように、生産と消費のあり方そのものを見直そうとする気運が高まっています。

こうした今日的な役割を踏まえ、当地域が有する産品・人材・技術等の連携を進め、消費者ニーズに応じた農産物栽培への取組を基礎に、ブランド化や加工などによる高付加価値化を図ることが必要です。また、生産基盤や経営組織の充実、農地や森林が有する公益的機能を十分に発揮させるための維持管理などを進めて行くとともに、担い手育成などの措置を講じていく必要があります。

⑥ 中心市街地は、消費の受け皿としてだけではなく、地域住民の交流やにぎわいの演出等のさまざまな機能が求められています。近年の中心市街地における商業は、黒壁周辺では商業観光としてのにぎわいを見せつつあるものの、地域住民にとって、生活の場としての機能の低下がみられる状況にあります。楽しさやにぎわいを求める市民ニーズに対応しながら、曳山まつりなどの地域文化を支える大切なコミュニティの場として活性化を図る必要があります。

⑦ 機械産業や金属加工等の多様な地域産業の存在により、総体的に就業の機会には恵まれています。しかし、一方で、持てる能力を発揮できる職業やさらに魅力的な就業の場を求め、大都市に流出する若者は依然として多く、地域にとっても大きな損失となっています。

また、女性や高齢者、しょうがいのあるひとなど、あらゆるひとの就業意欲や能力を活かすことができるよう、多種多様な地域産業の創出や雇用機会の確保を図っていくことも求められています。

(2) 自然とひととの共生と資源循環型社会の形成

地域の個性の源泉であり、かけがえのない財産である豊かな自然環境の保全を図るとともに、淀川水系の上流部に位置し、流域全体の環境にも責任を持つべき地域として、自然環境に負荷をかけない資源循環型社会への転換を図り、住みよい地域環境を形成することが課題となっています。

① 琵琶湖の美しい湖辺や竹生島、余呉湖の美しい水面、伊吹山系の山々、姉川や高時川、余呉川等の河川、落ち着いた田園風景などの豊かな自然環境を大切に守り、さらには自然生態系の積極的な保全・再生等を通じて、次代に引き継

いでいくことが求められます。

- ② 深刻化する地球温暖化を防止するため、資源の有効活用を図り、省エネルギー化・廃棄物減量化の促進や新エネルギーの普及啓発などにより、温室効果ガスの排出を低減するとともに、間伐等の森林の整備をはじめとする森林吸収源対策を強力に推進していくことが必要です。また、資源循環型社会に向け、水質保全や廃棄物処理等に資する的確な基盤整備を図るとともに、住民や事業者が環境問題に一層高い関心を持ち、主体的に取り組むことが大切であり、ごみの減量・分別、4 R (Reduce, Reuse, Recycle, Refuse)、省資源、省エネルギー、地産地消など、住民一人ひとりのライフスタイルの見直しも含めた地域ぐるみの取組が必要です。

(3) 地域で活躍する多様な人材の育成

地域社会を支え、自然や歴史を守り育て、まちづくりを進める主役は「ひと」であり、地域の将来を切り拓く多様な人材の育成など、地域全体としての「人間力」の確保が課題となっています。

- ① 地域の担い手となる若い世代の働く場の確保や住みたくなる地域づくりを通じて、若い人材の地域への定着を図る必要があります。さらには、域外からの移住を促進させる地域移り住みたくなるコミュニティや地域環境づくりをはじめ、質の高い高度な教育環境づくりが求められています。
- ② 各地域における伝統的なコミュニティや新たなまちづくりの取組のなかで成長しつつある多彩な人材の発掘や育成と、相互のネットワークづくりが求められています。
- ③ これらのなかで、地域がそれぞれの分野に多様な教育システムを築き、グローバルな視点を持ちながら、地域の固有の日常文化を大切にしつつ、郷土の将来を自らが責任を持って考え主体的に切り拓く、活力あるひとづくりを進める必要があります。
- ④ 国際化の進展により外国人住民が増加しているなか、住民の国際的な視野を広め、外国人住民が抱える課題を共有するなど、ともに生きる意識を高め、国際感覚を醸成していくことが必要です。

(4) 少子高齢化に対応したセーフティネットの確保

進展する少子高齢化には、人口構成における子どもの減少と高齢者の増加、なかでも、団塊の世代の高齢化と75歳以上の高齢者の増加への対応という課題があります。

- ① 少子化の進展に対しては、安心して子どもを産み、育てることができる環境を家庭・地域と一緒にあってつくりあげていくことや、地域が一体となった保育や育児相談など子育て支援の仕組みづくりが必要です。
- ② 高齢者の増加に対しては、その豊富な経験や知恵、力を地域のなかに積極的に活かしていく取組や、生きがいづくり、地域コミュニティでの見守り・支え合いなどセーフティネットづくりが必要です。今後、保健・福祉・医療・介護などのサービスをさらに迅速かつ適切に充実させていくとともに、高齢化が進む団塊の世代が活躍する機会の確保など、地域の活力を生み出していく仕組みづくりが求められます。また、合併後の長浜市のまちづくりを総合的に進めるなかで、流入人口や定住人口の増加策や地域的には過疎化対策が必要になります。
- ③ 少子高齢化には、医療や福祉、保健などの分野で新たなビジネスを創出できる可能性を有していることから、地域資源を活かしながら地域の課題をビジネスとして解決するコミュニティビジネスなどの振興を図る必要があります。

(5) 住民の安全と安心の確保

阪神・淡路大震災から13年余りの歳月が経ちましたが、台風災害や新潟県中越地震、さらにはスマトラ沖地震に伴う大津波、最近では中国四川省地震、岩手宮城内陸地震など自然災害が多発しています。身近なところでは琵琶湖西岸断層帯を震源とする地震の発生が危惧されています。また、犯罪の凶悪化、巧妙化が進行しており、「安全・安心」に対する住民のニーズはますます高まっています。このため、自然災害、犯罪や交通事故等に対する日頃の十分な備えによる安全・安心な地域環境づくりを進めることが課題となっています。

- ① 地震や台風、大雨、大雪などによる自然災害や火災等に対応するため、引き続き基盤整備等を図るなど、十分な予防措置を講じる必要があります。また、高齢化の進展、地域によっては過疎化が進み、地域の自主的な防災力の低下も

懸念されており、地域間の相互支援など広域的な視点からの防災体制の充実が必要となっています。

- ② 犯罪の未然防止や交通事故防止など、地域ぐるみの安全確保の取組が必要となっています。
- ③ 合併の長浜市は、原子力事業所立地自治体と隣接することから、防災対策実施地域（余呉町、西浅井町）におけるこれまでの経緯を踏まえ、市全体での原子力防災対策が必要です。

(6) 拠点機能の形成とバランスある都市発展

湖北地方は古代より交通の要衝として発達してきましたが、琵琶湖環状線の実現により鉄道交通網の強化が図られたこともあり、これを契機として地域内外の人びとの交流を促進するとともに、地域の均衡ある発展を支える基盤づくりや仕組みづくりを進めることが課題となっています。

- ① 地域の優れた魅力を引き出すための都市基盤に加え、交通・情報などのネットワークの仕組みを構築する必要があります。
- ② 地域の均衡ある発展とともに、交流機能の拡充を図るため、高次な都市サービス機能の集積を図るとともに、地域特性に応じたバランスある都市機能を配置し、地域間の相互連携などを図る必要があります。
- ③ 若者や他地域から就住するひとが住み続けたいくなるような、魅力的で快適な生活空間を創造するため、豊かな自然や歴史的まちなみなど、地域の特色や魅力を活かした多様な居住環境を保全・形成する必要があります。
- ④ 自然環境の豊かな地域においては、都市部にはない魅力的な資源である景観や自然環境の保全に配慮した生産基盤と生活環境の整備を図る必要があります。

(7) 住民自治によるまちづくりの展開

当地域では、自治会、集落・学校区等、NPO、住民団体による自主的な活動やイベントが活発に展開しており、こうした活動は将来のまちづくりにおいても大きな役割を担います。多様化する住民ニーズや地域社会の課題に対応し、すべての人が安心して生活できる地域社会を実現していくためには、住民が主体とな

って考え、住民自治によるまちづくりを進めていくことが重要です。

このため、住民のまちづくりに対する関心を喚起し、地域コミュニティの自立や地域づくり活動の促進を図ることが必要であります。また、こうした活動と行政とのパートナーシップを築き、効果的なまちづくりを進めていくことが必要です。

(8) 自立した自治体の形成と住民ニーズへの的確な対応

行政は、まちづくりの基礎的な担い手として、合併を通じた取組はもとより、合併後においても、社会情勢や住民ニーズの変化などに機敏に対応しうる持続的な自己改革の姿勢を持つことが課題となっています。

- ① 行財政のスリム化や効率化など、自立的な自治体経営の確立に向けた行財政運営システムの総合的な見直しや持続的な改善を進めるなか、少子高齢化や人口減少などの社会構造の変化に対応した教育や福祉、医療など必需的なニーズへの対応が必要です。
- ② トータルとして住民サービスを確保するといった視点に立ち、公共事業や公共サービス等のあり方の見直しを含め、住民福祉の向上に向けて施策がもたらす効果を的確に予測・評価するなかで、人材や財源など限られた自治体経営の資源を「選択」と「集中」のもとに重点的、効果的に的確に配分するとともに、徹底した情報提供による情報の共有化と住民への説明責任を果たし、住民にわかりやすい、透明な行財政運営へと転換を図ることが必要です。

第3章 主要指標の見通し

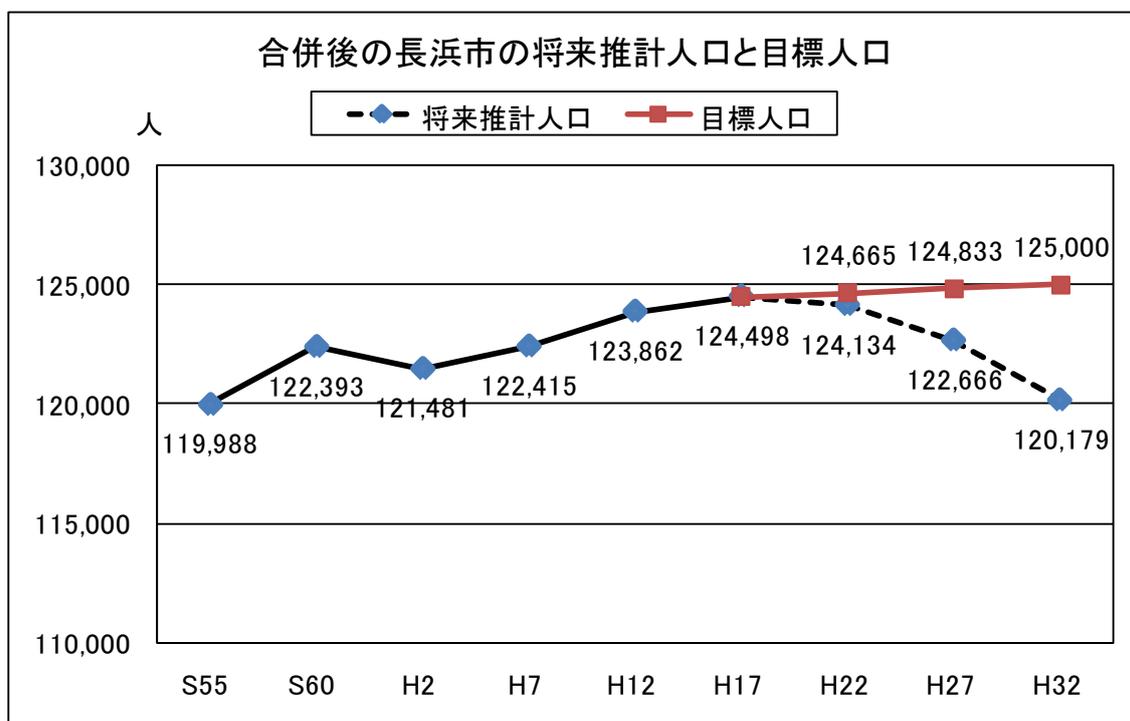
1 人口の推移

(1) 総人口の推移

日本の総人口は、2005年（平成17年）の1億2,777万人をピークにして減少に転じ、2015年（平成27年）には1億2,543万人に減少し、2050年には2006年に比べて26%減の9,515万人と予測されています。（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計」平成18年12月）

一方、合併後の長浜市（1市6町）の総人口は、これまでおおむね増加傾向で推移し、平成17年には124,498人（国勢調査人口）に達しましたが、将来の推計人口をコーホート変化率法により算出すると、2005年（平成17年）と比較して、2010年（平成22年）には0.3%減の124,134人、2015年（平成27年）には1.5%減の122,666人、2020年（平成32年）には3.5%減の120,179人になるものと予測されます。

しかしながら、こうした予測を見据えつつ、人口減少対策に正面から取り組むべく、企業誘致や住宅政策、少子化対策などの成長政策を基調とした定住化施策を継続的に展開することにより、2020年（平成32年）には2005年（平成17年）比で0.4%増の125,000人とすることを目標とします。

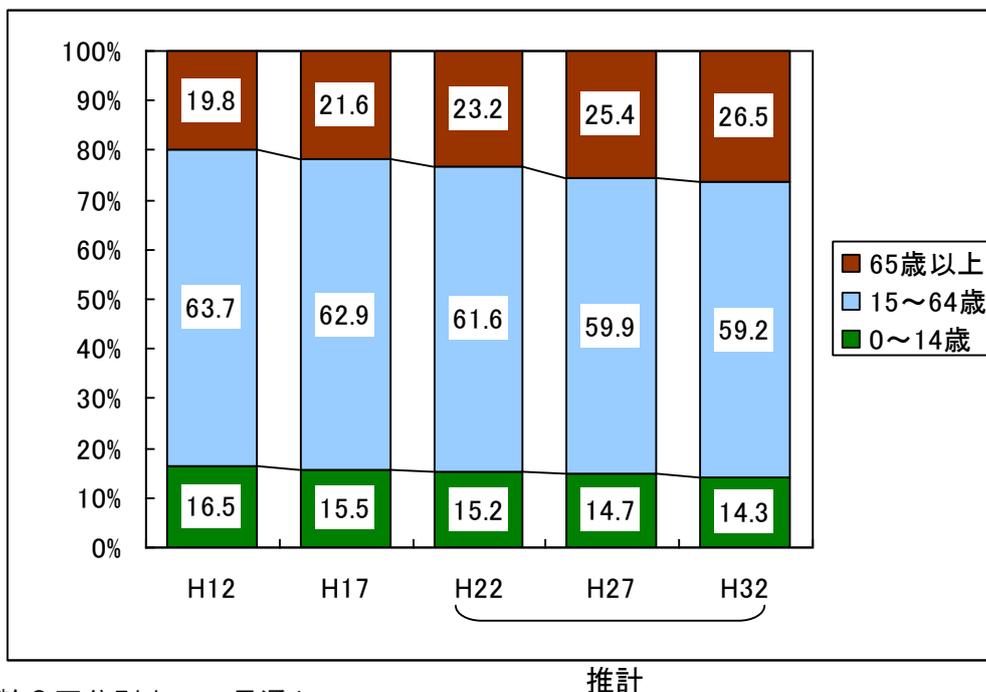


(2) 年齢3区分別人口の推移

人口の推計と同様に、平成12年と17年の国勢調査結果をもとに、コーホート変化率法により、年齢3区分別人口の推移を見ると、2020年（平成32年）において、年少人口（0～14歳）14.3%、生産年齢人口（15～64歳）59.2%、高齢者人口（65歳～）26.5%と予測されます。

これを2005年（平成17年）と比較すると、年少人口が1.2ポイント減少し、高齢者人口が4.9ポイント増加し、今後も、少子高齢化の傾向が進んでいくと予測されます。特に高齢化の傾向は、非常に大きくなり、全国平均と同様に、4人に1人の割合となります。また、主要な労働力、納税者である生産年齢人口は3.7ポイント減少するものと予測されます。

■年齢3区分別人口比率の推移

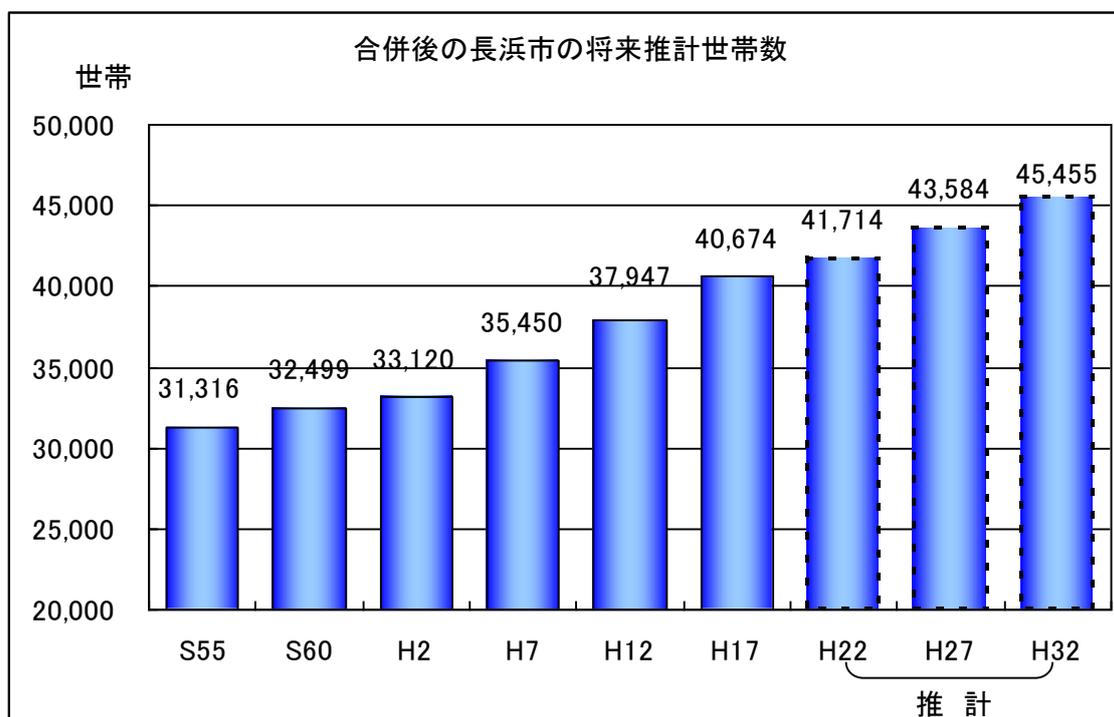


■年齢3区分別人口の見通し

		実績		推計		
		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
		2000	2005	2010	2015	2020
人口	0～14歳	20,434人	19,345人	18,881人	18,049人	17,186人
	15～64歳	78,900人	78,323人	76,408人	73,411人	71,144人
	65歳以上	24,517人	26,829人	28,844人	31,205人	31,848人
構成比	0～14歳	16.5%	15.5%	15.2%	14.7%	14.3%
	15～64歳	63.7%	62.9%	61.6%	59.9%	59.2%
	65歳以上	19.8%	21.6%	23.2%	25.4%	26.5%

2 世帯の推移

世帯数は40,674世帯（平成17年10月1日現在・国勢調査）で、核家族化や単身化が進み、世帯数は増加傾向にあります。過去の推移を踏まえて推計すると、2020年（平成32年）には、世帯数は、45,455世帯、総人口の推計値を世帯数で除した世帯当たり人員は、約2.64人と予測され、ますます核家族化が進展するものと思われれます。



第4章 まちづくりの基本方針

1 基本理念と将来像

わが国は、今、大きな時代の転換点にあります。人口の減少をはじめ、少子高齢化、グローバル化、さらには、資源循環型社会、低炭素社会への転換など、合併後の長浜市としても真正面にすえて取り組まなければならない課題があります。とりわけ、地方分権の総仕上げとも言えるべき道州制議論が深まるなか、行政権のみならず、立法権や財政権も有した「地方政府」へと昇華させていくことも課題です。

このため、市域全体の市民の暮らしに必要なとされる福祉や教育、医療などについては、その機能の統一性を図る一方、行政が標準的な条件を整え、住民がサービスを享受するといった従来の枠組みから、行政と協働・連携しながら、住民や地域、事業者自らが、様々な取組を一步一步積み重ねていく、「自律と協働」のまちづくりを進めていきます。

一方、湖北地域には長い年月をかけて受け継がれてきた固有の財産があります。1つ目は、「ひと」の営みです。古くから交通の要衝、情報の交流点となり、幾度となく歴史の表舞台となり、様々な文化と出会うことで、個性的で多彩な地域文化が育まれてきました。その中心にあるものは、自然の恵みを敬い感謝する「共生」の心、結いや普請などに見られる「協働」の心、街道・湖道の交易で育まれた「交流」の心、鉄砲やちりめん、琴糸などの新技術の導入、雨森芳洲や小堀遠州などの先人に見られる「先覚」の心、長浜曳山まつり、おこないなど伝統行事に見られる「継承」の心などです。

2つ目は、「まち」の活力です。江戸時代以降、北國街道沿いの門前町や宿場町に代表されるように、商業の地として発展してきたほか、ちりめんに始まり繊維産業を経て家電・コンピュータ産業へと、モノづくりの盛んな地として地域の活力が担われてきました。先人たちが築いたこうした経済基盤をもとに、滋賀県が持つ潜在的な成長力をバネとして、企業誘致や住宅政策など、成長政策を軸とした施策の展開や、農林水産業の振興、自然や歴史などによって醸成された地域文化を活かした観光産業の振興などにより、県勢をリードする「ひと・もの・情報」が行き交う都市へ発展することが期待できます。

3つ目は、「みどり」の豊かさです。市域が拡大することで、琵琶湖や余呉湖、姉川、高時川、余呉川などの「水」と、伊吹山の美しい遠望景観や金糞岳、賤ヶ岳、横山岳などの山々、里山、田園などの「緑」が織りなすなど、より豊かで素晴らしい自然資源に恵まれることとなります。

これらを踏まえ、文化・産業・自然を、住民が大切な誇り、資源として共有・継承しつつ、自律と協働による新しいまちづくりをめざすべき目標として、合併後の長浜市の将来像を次のように定めます。

～ 琵琶湖の真珠 ひと・まち・みどりが結び合う自律協働都市 ～

世界各地の水辺にある美しい歴史都市は、「真珠」の愛称で親しまれています。「地中海の真珠」と呼ばれているアレキサンドリア、「黒海の真珠」のオデッサ、「ドナウの真珠」のブダペストなど、いずれの都市も、美しく、豊かな自然や風格ある歴史文化があふれたまちで、たえず世界の多くの人びとが訪れ、世界の人びとから愛されています。

世界の人びとから愛され、「琵琶湖の真珠」と呼ぶにふさわしいまち。これが、合併後の長浜市において、私たちがともにめざし、実現していくべき将来像です。

一方、大切なことは、私たちみんなが、日々の暮らしや地域活動、仕事や産業など様々な営みのなかで、こうした魅力づくりに協働で取り組むことです。また、素晴らしい「湖北らしさ」を共有する1市6町が一つになることを契機として、自然と文化の豊かさを一層引き出し、より大きな夢づくりにつなげていくことが大切です。

このことから、私たちは、ひとと文化の多様で個性的な輝き、日本一の湖、琵琶湖の美しい魅力や山々や田園が織り成す景観など、こうした資源を結びつけ、協働するなかで、この輝きを日本や世界に放つまちめざします。

2 まちづくりの基本目標

合併後の長浜市の将来像である「琵琶湖の真珠 ひと・まち・みどりが結び合う自律協働都市」を実現していくため、6つの基本目標を設定してまちづくりに取り組みます。

(1) 地域活力の源泉となる多様な産業づくり …………… 産業

自然や歴史をはじめとした様々な地域資源を活かし、住民や事業者の果敢なチャレンジを生み出すことにより、地域とひととのつながりを深め、新たな文化と

産業を育む「交流文化産業」が様々に展開するまちづくりをめざします。

- ① 長浜バイオ大学等の知的集積と既存の産業集積とのネットワークを強め、戦略的な産業創出をリードする産・学・官の連携組織づくりに積極的に取り組み、「バイオ」「環境」「健康」「高度ものづくり」などをキーワードとして、企業誘致や業種業態の変革による新たな産業の育成をめざします。
- ② 観光資源のネットワーク化、伝統工芸の再生を含めた新たな観光物産品の開発、中心市街地の魅力化と商業の活性化などにより、ひととひととの触れ合いを大切にす「もてなしの文化」を活かした観光交流産業の振興をめざします。
- ③ 消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解や食育に対する理解を深める「地産地消」の取組を進めるとともに、水田農業を柱とした地域農業において、農地や農業用水などの生産基盤の適切な保全・更新と、経営基盤の強化による農業振興を図り、観光農業の振興や付加価値の高い作物づくりやブランド化などにより、消費者ニーズと密接に結びついた収益性の高い地域産業をめざします。
- ④ 住民自らが創意工夫を凝らし、地域の豊かな資源や多彩な人材を活かして取り組む様々なコミュニティビジネスなど、地域生活に密着した新しいサービス産業の振興をめざします。

(2) 住むことが誇りとなる環境共生・循環型社会づくり…………… 自然・生活環境
琵琶湖や山・川・里がもたらす自然の恵みに感謝し、自然と共生する美しい暮らしに誇りが持てる地域づくりをめざします。また、住民が自然を大切にし、守り育てる担い手として主体的な役割を果たしながら、安全・安心、快適で豊かな環境づくりをめざします。

- ① きめ細かな自然環境の保全や生態系の積極的な再生など、日本の誇る琵琶湖の環境保全をリードする役割を果たすとともに、伝統的なまちなみや里の景観を活かした美しいまちづくりを一体的に進め、質の高い地域環境の形成をめざし、五感の環境づくりによる愛着もてるまちづくりを推進します。
- ② 「スローライフ」「心の豊かさ」「循環型社会」「低炭素社会」などをキーワードとして、ごみの減量化やリサイクル、省エネルギーなど環境に負荷をかけない自然にやさしい暮らしを支える基盤づくりをめざします。

- ③ 安全と安心に対する住民の関心がこれまで以上に高まるなか、災害や犯罪などの危険から生命や財産を守り、住民が安心して暮らせる災害や犯罪に強いまちづくりをめざします。
- ④ 地球温暖化をはじめとする環境問題が人類共通の課題となり、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されることによって環境との調和を図る必要があることから、森林整備・保全と森林資源の循環利用を進めるほか、森林への理解と関心を深め、ひとが自然と豊かに関わる力を育むための森林環境学習などを推進し、次代を担う子どもたちを育てます。
- (3) 地域全体の人間力を育むひとづくり …………… 教育・文化
歴史を引き継ぎながら、合併後の長浜市の今日と未来を担う住民が生き生きと暮らし、新しい地域文化が育まれるまちづくりをめざすとともに、あらゆる世代が多面的な交流を通じて、共に育み、学びあい、成長する、個性と活力あるひとづくりをめざします。
- ① 学校や家庭、地域社会において、学ぶことの楽しさを大切にして、子どもたち一人ひとりの豊かな個性や創造力を育むとともに、世界の様々な文化に触れ、学ぶことのできる国際交流の機会や高度で質の高い教育を受けられる機会の充実などを通じて、国際社会に通用するひとづくりをめざします。
- ② それぞれの地域個性を再認識し、再発見するなかで、住民相互の理解や連携を深めるなど、住民の創意と工夫によりきめ細かな生涯学習や文化・スポーツ活動の充実をめざします。
- (4) ^ゆ結いの心で結ぶセーフティネットづくり …………… 保健・福祉・医療
少子高齢化・人口減少、地域的な過疎化が進むなか、住民のだれもが、住み慣れた地域において健康で、安心して暮らせるよう、この地域ならではの伝統的な相互扶助の仕組みである「結い」の精神を範として、地域での支えあいや見守りあいを大切にした、きめ細やかで総合的な保健・福祉・医療の充実をめざします。
- ① 保健・福祉・医療施設の充実を図るとともに、施設相互のネットワークや分野間の連携体制を強化し、専門性が高く、住民ニーズに的確に答えるサービス

の充実をめざします。

- ② 生涯を通じた健康づくりや福祉サービスの提供、ユニバーサルデザインのまちづくりなどを通じて、きめ細かな福祉のコミュニティづくりをめざします。

とりわけ、高齢者やしょうがいのあるひとが、生き甲斐を持って参画できる心温まる地域社会の形成をめざします。

- ③ 若い世代が安心して子どもを産み、育て、子ども自らが夢をもち人間性豊かに成長できるよう、保育や育児相談等の子育て支援の仕組みの充実や、学校・家庭・地域がその役割を果たし、協調連携しながら、子どもの成長や安全を見守り支えあえるコミュニティづくりをめざします。

- (5) 連携と拠点機能を生み出す都市基盤づくり…………… 都市基盤
京阪神圏、東海圏及び北陸圏等との様々な面での広域交流を促進するとともに、住民が様々な公共施設などを気軽に利用できるよう、地域の均衡ある発展に向けた都市基盤や都市システムの整備をめざします。

- ① 平成18年に実現した琵琶湖環状線の効果を最大限に活かすため、鉄道駅等を活かした交通ネットワークの形成などの基盤整備や、だれもが手軽に利用できる公共交通体系の充実を図るとともに、にぎわいのある都市のコアの形成や、地域ごとの特性を活かし、「うるおい」や「ゆとり」が感じられる暮らしやすい居住空間の形成をめざします。

- ② 都市のコアとして高次の都市サービス機能が集積した魅力あるコンパクトシティを形成するとともに、地域特性に応じたバランスある都市機能の配置や計画的な土地利用を図ります。

- ③ 水害や地震、積雪、土砂等の災害に強く、だれもが安心して暮らせる都市基盤の整備と防災力の向上をめざします。

- ④ 住民への生活情報の提供や国内外への情報発信など、様々な可能性を有し、今後、その幅広い利用が見込まれる情報通信基盤と情報発信体制の整備を図ります。

- (6) 自律と協働による住民自治のまちづくり…………… まちづくりの推進
住民、地域団体、事業者、行政が相互のコミュニケーションと信頼に基づいて、

持てる力を十二分に発揮できる「自律と協働」のまちづくりをめざします。

- ① 集落や学区などでのコミュニティ活動や、各種団体・ボランティア・NPOの活動など、住民主体の様々な活動が結びつき、魅力的な地域づくりが図れるよう、各主体の活動の促進とともに、相互ネットワークづくりをめざします。
- ② 住民相互の交流を促し、一体感を醸成するほか、行政情報の共有化と住民参加の促進により、住民と行政による協働のまちづくりをめざします。
- ③ 国内外の姉妹都市等の異文化に触れあう体験などを通じて、郷土への認識を深め、地域づくりに活かすなど、国際交流や地域間連携を推進し、連携と交流によるまちづくりをめざします。
- ④ 国際化の進展による外国人住民の増加に伴い、すべての生活者が快適に暮らせる多文化共生のまちづくりをめざします。

3 都市構造の基本方針

合併後の長浜市が、全体として調和とまとまりを持った都市の形成を図るとともに、潜在的な魅力や個性を引き出し、新しい都市づくりに戦略的にチャレンジしていくため、その基本となる都市構造の形成を図ります。

自然とひととの共生を多様に育む「共生ゾーン」を基礎的なゾーンとして位置づけ、そのうえに、地域の個性を活かした活力ある都市活動が営まれる「都市ゾーン」を配置し、さらには、広域的、あるいは地域間のまちとひとのつながりを支える交通網を中心とした「連携軸」を設定します。

これらにより、それぞれの地域が相互に有機的な関係を持ち、全体として高い一体性を有しながら、新時代を見据えた拠点性を備えた都市構造の形成をめざします。

(1) 共生ゾーン

市内のあらゆる地域で個性ある自然を活かした土地利用を進めることを基本として、自然とひととの共生の考え方を踏まえたゾーンを位置づけます。

① 琵琶湖共生ゾーン

琵琶湖岸や主要河川沿いの水辺地域を琵琶湖共生ゾーンと位置づけます。琵琶

琵琶湖共生ゾーンでは、琵琶湖に注ぐ清流、さらには、そこに生息する多様な生物などの保全、水産業の振興を図るとともに、湖水そのものや水辺空間を活用し、ひとつひとつ、自然とひとつひとつのふれあいを進めます。

② 森林共生ゾーン

伊吹山系などの豊かな森林を森林共生ゾーンと位置づけます。森林共生ゾーンでは、林業の振興や水源かん養、災害防止、大気の浄化、生物生息空間の確保等の視点から森林の保全を図るとともに、豊かな緑を活かした自然体験型レクリエーション空間としての活用を進めます。

③ 田園共生ゾーン

集落や市街地を含む田園地域を田園共生ゾーンと位置づけます。田園共生ゾーンでは、農地の保水機能や生態系の保全機能等に注目して農地の保全を図るとともに、整った農業生産基盤を活かした「おいしい米づくり」や地産地消の取組、消費者ニーズと結びついた作物づくりなどを通じて地域の恵みを活かした食文化を育むゾーンとして、その役割を充実します。さらに、集落や市街地において、自然と調和した住み良い居住環境の形成を進めます。

(2) 都市ゾーン

共生ゾーンを基礎として、日常生活や地域ごとの個性ある産業が営まれる、活力とまとまりのある都市形成を目指します。また、それぞれのゾーンは、その代表的な機能のみにとどまらず、住民の日常生活圏の観点から必要な様々な機能を複合的にあわせ持つものとして位置づけます。

① 都市機能集積ゾーン

最も人口が集積している長浜市街地を中心に産業、文化、医療、教育など住民の様々なニーズに応える高次都市機能を配置し、居住環境とのバランスのとれた、職住一体の都市ゾーンを形成します。

② 集客交流創造ゾーン

豊かな自然環境や歴史文化資産を活かした観光や、農業体験や森林体験などを通じた都市住民との交流を促進する一方、広域連携軸の交通条件を活かした、活力とにぎわいのある、かつ、ゆとりある居住環境を備えた都市ゾーンを形成します。

(3) 連携軸

琵琶湖岸の自然環境や広域交通機能を連携軸として位置づけ、市内の地域間や周辺地域との連携・交流などを担う機能軸として充実強化します。

① 広域連携軸

地域を南北に通る幹線道路および鉄道を広域連携軸とし、これらを介して京阪神、東海、北陸方面や周辺の諸都市との連携の強化を図ります。また、交通の利便性を活かした産業機能等を配置するとともに、自然と歴史文化を活かした広域交流の主軸となるよう努めます。

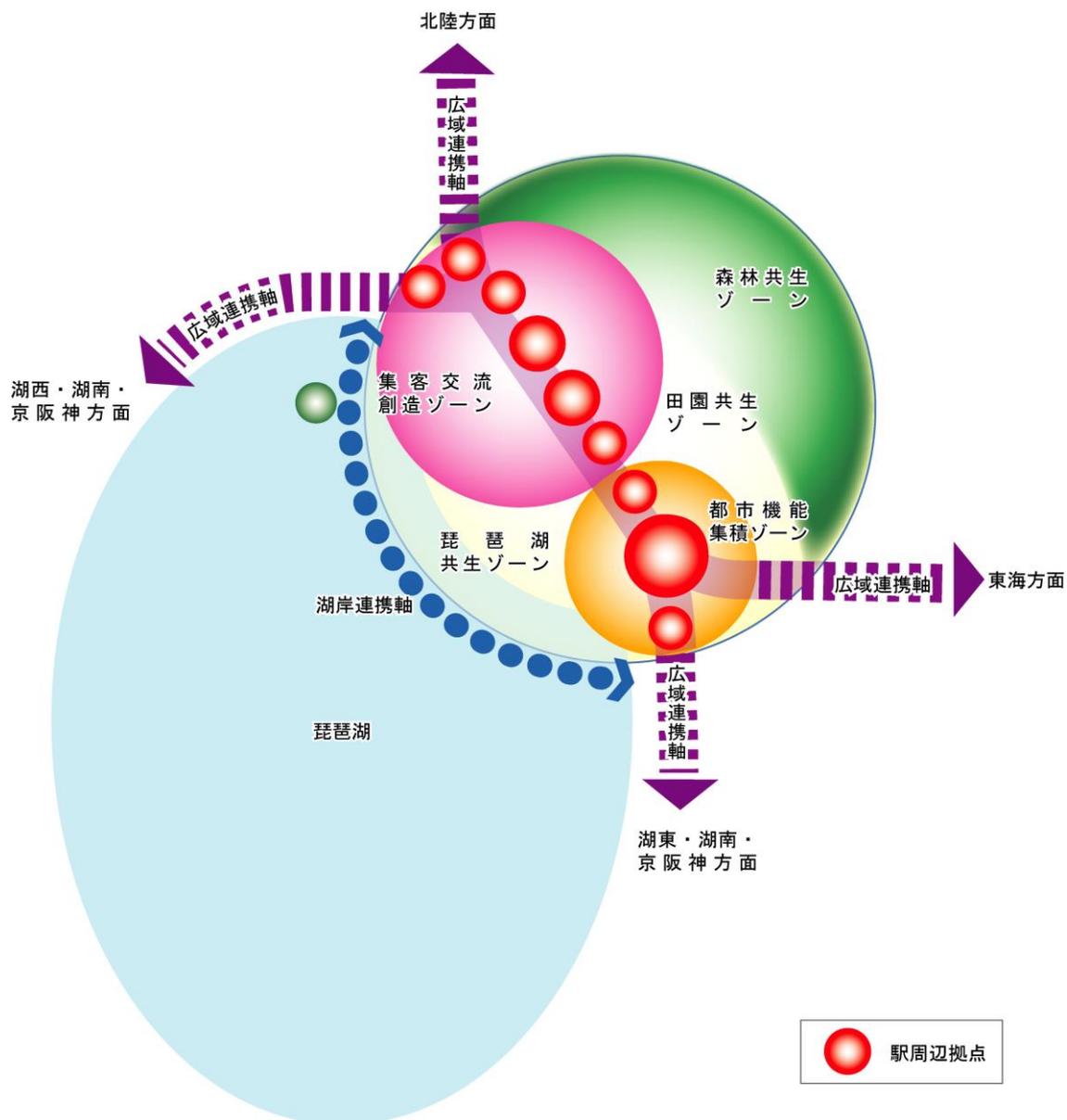
② 湖岸連携軸

琵琶湖岸の湖岸線沿いを湖岸連携軸と位置づけ、自然環境の保全を重視しながら琵琶湖岸の回遊性を高めます。また、湖岸連携軸の形成を通じて、琵琶湖の自然とまちのつながりを回復します。

(4) 駅周辺拠点

公共交通機能だけでなく、周辺地域の特性に合わせて、日常生活に必要な機能を配置するとともに、ハード面・ソフト面での的確な施策を展開することにより、駅を中心とした魅力ある生活圏の形成を図ります。

■都市構造の形成方針



1 地域活力の源泉となる多様な産業づくり…………… 産業

地域のすばらしい環境と人智の集積が織りなす独自の産業が持続的な発展をとげ、地域の文化やライフスタイルとして輝くまちをめざします。

(1) 観光交流産業の振興

○ 観光産業の拡大

- ・ 観光キャンペーンの展開や情報の受発信などにより観光交流を促進し、広域的な地域振興を図ります。
- ・ もてなしの心をもった質の高いサービスが提供できるよう、そのノウハウが習得できる機会づくりとともに、魅力的な地域特産品の開発など、幅広い観光関連産業の振興を図ります。

○ 観光ネットワークの基盤整備

- ・ 神社仏閣などの歴史文化資産や湖・河川・森林などの豊かな自然資源を活かし、それらの周辺環境等の整備と活用を図りながら、地域文化や自然の紹介や観光案内など、来訪者向けのサービス機能や施設の充実を図ります。
- ・ 地域資源を相互に結ぶ公共交通の充実や遊歩道・サイクリングルートの整備を行うとともに、誰にでもわかりやすい案内サイン等を充実させることにより、観光のネットワーク化を図ります。

○ 観光イベントの連携と充実

- ・ 伝統文化や新しい市民イベントを次代へと継承するため、その担い手の育成や関係する施設の充実を図ります。また、それらを活かしながら相互連携を図り、住民の一体感を高めるため、創造的で文化的な観光・交流イベントを創出します。

○ 体験型観光の推進

- ・ 豊かな自然を活かした地域でのグリーンツーリズムやブルーツーリズムを推進し、様々な体験・交流の機会づくりを促進します。
- ・ 観光関係者の学習会や研修会等を計画的に開催し、地域ぐるみで地域の魅力を高めることにより、この地に来て感銘し、リピーターとして訪れる観光客の増大を図ります。

(2) 次世代成長産業の振興

- バイオ大学を活かした産・学・官の連携強化
 - ・ 長浜バイオ大学・大学院を核とした産・学・官の連携を進めるため、長浜バイオ大学産官学共同研究事業開発センターや長浜バイオインキュベーションセンター等と連携し、研究成果の地域産業への活用や、バイオ技術等を介した異業種間の連携等を促進するとともに研究機関の誘致を図ります。
 - ・ 研究者や学生と事業者との交流機会の充実を図り、地域企業のバイオ産業への進出を促進します。
- 企業誘致のための基盤整備
 - ・ 地域の経済的な自立性を高め、持続可能な発展を促進するため、新たな企業の立地を促進するための環境・基盤の整備を促進します。
- 商工業の経営革新と起業支援
 - ・ まちの経済基盤を支える地域の商業や工業の経営革新、小規模事業者の活性化に向けたサポート機能の充実や、伝統を活かした新ビジネスやコミュニティビジネスなど、起業のための各種支援制度の総合活用を促進します。

(3) 環境に配慮した農林水産業の振興

- 新たな農業の振興
 - ・ 農業生産活動により多面的機能を有する農地等の整備にあたっては、自然環境にできるだけ負荷のかからない整備を行うなかで、産地化を進めるとともに、環境こだわり農業や有機栽培による環境に優しい付加価値の高いコメづくりなど、多種多様な意欲ある担い手の育成と確保に努めます。
 - ・ 琵琶湖や河川の水質を保全し、美しい農山村景観等を守っていくため、環境こだわり農業を推進するとともに、バイオテクノロジーを活かしたアグリバイオなどの新たな農業のあり方を検討します。
- 森林の有する機能の維持と資源の活用
 - ・ 水源かん養や自然環境の保全に寄与している森林資源を大切に守り育てるために、森林の適切な維持管理に加え、計画的で一体的な林道や作業道の整備を図るとともに、特用林産物の開発や振興、木材のバイオマスエネルギーとしての利用研究など地域産木材の利用拡大を支援し、意欲ある担い手の育成と確保

に努めます。

- ・ 森林が持つ癒しの機能を活かした自然体験やレクリエーション活動を積極的に展開するなかで交流の場を創出するとともに、森林や林業の社会的意義についての啓発を行います。
- 農林水産物の地域ブランド化
 - ・ 地域特性を活かした安全で安心な食づくりに努めるとともに、ブドウやメロン、スイカ、湖魚などの農水産品のブランド化や新たな特産品開発を推進します。
 - ・ 地産地消の促進に向け、生産者組織や農協、長浜地方卸売市場、行政等が連携し、朝市の振興や直売機能の充実、量販店や公共施設への安定供給などによる地域内の生産・流通・販売体制の充実を図るとともに、オーナー農園や観光農園など体験型農業の推進による消費者と生産者の交流機会の拡大に努めます。
 - ・ 地域産木材を活用した建物や木工品などの地産地消を進め、生活のなかに積極的に取り入れることで、地域への愛着を深めます。

(4) 生活文化に根ざした産業の振興

- 商業拠点の魅力強化
 - ・ 歴史を活かした魅力的な商業集積地として中心市街地の商業基盤の強化や交通利便性の高い幹線道路沿いへの適正な商業集積の誘導など、商業サービスの拠点機能の充実を図ります。
 - ・ 住民ニーズに対応できる地域商店街の活性化に向けた取組を支援します。
- 住民生活に貢献する産業の支援
 - ・ 福祉、文化、まちづくりなど、地域のきめ細かいニーズに対応し、地域の発展に貢献するコミュニティビジネスや新産業の育成支援を図ります。
- 文化薫る伝統産業の振興
 - ・ 伝統産業については、そのブランド力を高めるとともに、付加価値の高い新商品の開発や販路の拡大などを支援します。

(5) 就労機会の拡大

- 多様な雇用先の確保
 - ・ 地元での雇用機会の拡大・創出を図るため、市外からの企業誘致の促進や地元企業への積極的な支援に努めます。
 - ・ 女性や高齢者、しょうがいのあるひとなどの雇用を促進するため、事業所等が行う労働環境の整備を関係機関とともにサポートします。
 - ・ 農業生産法人など第一次産業における雇用拡大を図るため、研修体制や融資などの支援制度の充実を図ります。
- 職業能力の開発支援など
 - ・ 関係機関と連携しながら、雇用につながる技術の習得機会の充実など、能力開発の支援を図るとともに、勤労者福祉の充実に努めます。

主要な施策	主な事業
(1) 観光交流産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光交流施設の整備 ・ 観光資源のネットワーク化 ・ グリーンツーリズム等の推進 ・ 観光キャンペーンの推進
(2) 次世代成長産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発機能集積拠点の整備 ・ 企業誘致の推進 ・ ベンチャー企業など起業化の育成・支援 ・ 国・県との連携の促進 ・ 商業の振興や中小企業等への支援
(3) 環境に配慮した農林水産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産業生産基盤の整備 ・ 農山村の活性化対策 (田園空間整備など) ・ 環境こだわり農業の推進 ・ 新しい農業の研究と導入 ・ 森林資源の有効活用の推進と研究 ・ 森林保全の推進 ・ 生産物の特産品化・ブランド化 ・ 担い手となる人材の育成支援事業 ・ 地産地消の取組の推進
(4) 生活文化に根ざした産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地商店街活性化事業 ・ コミュニティビジネスの支援 ・ 地場産業・伝統産業の振興
(5) 就労機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業振興による雇用拡大 ・ 職業能力開発への支援 ・ 勤労者福祉対策の充実

2 住むことが誇りとなる環境共生・循環型社会づくり……自然・生活環境

清らかな水と豊かなみどりに育まれた自然を次代に引き継いでいくとともに、恵まれた自然環境と活発な都市活動との調和を図るため、資源循環型の社会システムの構築をめざします。

(1) 自然環境の保全・再生

○ 自然生態系の保全・再生

- ・ 早崎内湖の再生をはじめビオトープや山門湿原等の保全整備など、生態系の保全・再生の先進的な取組を総合的に推進するとともに、各地での住民による自然環境の保全・再生活動の支援や環境学習の場づくりを推進し、自然環境保全意識の高揚を図ります。

○ 地域の水質保全

- ・ 住民、事業者、行政が一体となって、琵琶湖、余呉湖や姉川、高時川、余呉川、塩津大川などの河川・沼の水質保全活動に取り組むとともに、環境への負荷の少ない社会の実現に向けた啓発活動を推進します。

(2) 環境共生・循環型地域システムの構築

○ 環境に配慮した生活スタイルの普及

- ・ 省資源・省エネルギーの推進、新エネルギーの活用、4 R (Reduce, Reuse, Recycle, Refuse) の促進、環境に配慮した消費行動の促進など、地球温暖化防止などに向けた循環型的生活スタイルの普及・啓発を図るとともに、フリーマーケットなど住民による主体的な活動を促進・支援します。
- ・ 環境関連施設等を拠点にした環境学習の充実とともに、環境に配慮した生活スタイルの普及・啓発を図る一方、住民が主体となった環境実践活動を支援します。

○ ごみの資源化や適正処理への対応

- ・ 正しいごみ分別の啓発を図るとともに、湖北広域行政事務センター等との連携により、効率的で確実なごみの分別収集体制等の構築を図ります。
- ・ ごみの再資源化・再利用を促進するとともに、住民の自主的な取組活動を支

援します。

- ・ 散在性ごみや不法投棄に対する啓発・監視活動を強化するとともに、関係機関と連携した美化運動を推進します。
- 新しい都市型環境共生施設の整備
 - ・ 地域との調和と融合、近隣および景観への配慮がなされ、見送りの場である施設として市民の悲しみに配慮できる公害を出さない清潔感のある斎場施設の整備を進めます。
- 下水道の普及・管理
 - ・ 快適な住民生活の実現と自然環境の保全を図るため、公共下水道事業や農業集落排水事業など、地域の特性に応じた下水道整備を進めるとともに、水洗化率の向上を図ります。
 - ・ 快適な生活環境を維持するため、下水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、下水道計画区域内における農業集落排水施設の公共下水道への接続については、基幹施設の耐用年数、維持管理費等を総合的に勘案して進めていきます。
- 安全な飲料水の確保
 - ・ 上水道や簡易水道の施設の更新や長期的な配水計画に基づく整備により、良質で安全な水道水の安定供給に努めます。
 - ・ 限りある水資源の保全と有効活用を図るため、水源周辺の環境の保全と節水意識の啓発に努めます。

(3) 住みたくなる居住環境の整備

- 安全な道路の整備
 - ・ 住民の日常生活や交流を支える身近な生活道路等については、地域の景観やバリアフリーに配慮しながら、誰もが安心して利用できるよう、整備に努めます。
- みどりを活かした憩いの場づくり
 - ・ 豊かな地域資源を活かした公園や緑地の整備を進めるとともに、幼児から高齢者まで誰もが安らげるよう、身近で愛着のもてる憩いの場づくりを進めます。
 - ・ みどりが果たす重要な役割について啓発を行うとともに、花いっぱい活動や

交流イベントなどの自主的な活動を支援します。

○ 快適な居住空間づくり

- ・ 土地区画整理事業や住宅団地の造成により宅地の供給を促進し、ゆとりある快適な居住空間の創出に努めます。
- ・ 老朽化が進んでいる公営住宅については、一人ひとりの多様な暮らし方に配慮しながら、公営住宅ストック総合活用計画に基づき、計画的に整備を行います。
- ・ 豊かな自然や周辺環境に配慮した整備方式や住宅様式、設備等を取り入れた環境共生住宅の建設を促進するとともに、それらにこだわった良質な住宅地の確保に努めます。

(4) 美しい景観の保全・創出

○ 自然景観の継承

- ・ 琵琶湖や河川、みどり豊かな山々などのすばらしい自然環境や地域全域に広がる田園空間の保全と再生を図り、景観を損なうこととなる建築物や広告物の規制等を促進し、優れた自然景観の次代への継承に努めます。

○ 個性あるまちなみ景観の整備

- ・ 伝統的まちなみや集落景観の保全、個性的で魅力的な中心市街地の都市景観の形成など、美しい景観形成に向けた環境整備や住民合意によるルールづくり等に努めます。
- ・ 景観の保全と創造に対する住民の意識向上を図るとともに、住民が主体となった景観形成活動を支援します。

(5) 安全で安心して住めるまちづくり

○ 災害に強いまちづくり

- ・ 災害に強いまちづくりを推進するため、公共施設等の耐震化を進めるとともに、新市全域における防災情報システム等の構築を図ります。また、新市における消防の拠点となる消防本部施設を整備するとともに、地域防災計画等を策定し、各種消防防災施設や設備の充実と人員の適正配置を図り、新市全域における消防・防災力の強化に努めます。

- ・ 地震や大雨などの災害を想定した地域別訓練の実施や自治会単位の防災備品等の整備を積極的に支援するなか、地域が主体となった防災体制づくりを促すとともに、大雪を想定した適切な除雪体制の整備や、高齢者の雪下ろし支援などの除排雪対策を図ります。
 - ・ 原子力災害対策特別措置法の定めによる原子力地域防災計画に基づき、滋賀県をはじめ関係自治体や原子力事業者等との災害時ネットワーク体制の構築に努めます。
- 防犯体制の整備
- ・ 犯罪のないまちを目指し、住民、事業者、行政、警察、学校など地域が一体となった防犯体制や基盤の強化に努めるとともに、犯罪の未然防止のために防犯意識の高揚を図ります。
- 交通安全の確保
- ・ 交通事故のない安心して暮らせる地域づくりに向け、歩道の設置・拡幅整備や交通安全設備の設置など、交通安全施設の整備・充実を図るとともに、交通安全思想の高揚を図るため、関係機関等との連携のもと、学校教育や生涯学習等の機会を通じて交通安全教育や交通安全広報・啓発活動を積極的に展開します。
- ユニバーサルデザインへの配慮
- ・ 公共施設をはじめ、道路や鉄道施設などまち全体へのバリアフリー化に努め、すべてのひとが、安心して快適に生活できる都市空間の整備を進めるとともに、新たな施設においては、誰にもやさしいユニバーサルデザインに配慮した手法による整備を行います。
- 消費者の権利の尊重および自立支援
- ・ 複雑化・多様化する消費者問題に対応するため、県の消費生活センターなどとの連携を強化し、相談窓口等の充実と情報の発信に努めます。

主要な施策	主な事業
(1) 自然環境の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生態系の保全と再生 ・ 水質保全対策と活動への支援

(2) 環境共生・循環型地域システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の整備 ・公共下水道整備事業 ・農業集落排水施設整備事業 ・ごみの減量化・適正処理推進事業 ・斎場施設の整備 ・環境教育の推進 ・資源回収リサイクルシステムの構築 ・地球温暖化対策の推進 ・新エネルギーにかかる調査検討
(3) 住みたくなる居住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・生活道路の整備、改良 ・公園・緑地の整備 ・住宅・宅地の整備 ・古民家活用策の推進
(4) 美しい景観の保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・自然景観の保全 ・まちなみの整備
(5) 安全で安心して住めるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災・防犯体制の充実強化 ・消防本部および消防署の整備 ・防災行政体制の整備 ・防災センターや備蓄倉庫の整備 ・防災機能を備えた庁舎整備 ・交通安全施設の整備 ・公共施設等のユニバーサルデザイン化促進 ・相談窓口等の充実

3 地域全体の人間力を育むひとづくり…………… 教育・文化

豊かな地域文化を育むとともに、地域への愛着と理解を深め、地域の未来を担い一人ひとりが個性豊かに輝き、その能力が発揮できるまちをめざします。

(1) 人権が尊重されるまちづくり

○ 人権擁護意識の高揚

- ・ すべてのひとが持つ普遍的な権利である基本的人権が保障され、お互いを認めあう人権尊重のまちづくりに向け、様々な機会を通じた人権学習・人権啓発活動を推進し、人権擁護意識の高揚を図ります。
- ・ 地域における学習機会の創出や人権相談の充実を図りながら、地域に根ざした人権擁護活動を推進します。

(2) 学びの環境の充実

○ 学び・生きる力を育む教育の充実

- ・ 一人ひとりの個性と学力を伸ばすとともに、ひとの優しさを大切にする知性と徳性を育む教育の推進に努めます。
 - ・ 自ら学び、自ら考える主体的な行動力を持ち、生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた児童・生徒の育成に向けた学校教育の充実に努めます。
 - ・ 特別支援教育支援員の配置を充実するなど、個別の指導計画を活かした教育を推進します。
 - ・ 地域の自然や歴史、伝統、文化の体験・学習、高度情報化、国際化、環境問題などの今日的な課題とともに、英語教育の充実など、地域の未来の担い手となるにふさわしい視野と知識、行動力を持った児童・生徒の育成に努めます。
- 家庭と地域の教育力の向上
- ・ 地域に開かれた学校教育を推進するとともに、家庭、地域、学校、事業者、行政等が一体となって、いじめや不登校などに対する教育相談や青少年の健全育成に向けた指導者等の育成と地域の教育環境づくり等に取り組みます。
 - ・ 家庭教育に関する支援をするとともに、悩み事を抱える保護者等に対する相談・指導体制の充実に努めます。
- 子どもたちが生き生きと学べる施設の整備
- ・ 幼稚園、小中学校の学校教育施設については、子どもたちが安全で安心して生き生きと学べる教育環境になるよう、老朽化等の状況を踏まえ、各教育施設の整備、改修、耐震化等を計画的に推進します。
 - ・ 国際化、情報化が進むなかで、外国語教育やコンピュータを活用した情報教育の充実を図るため、それらに対応した設備や備品等の充実を図ります。
- 高等教育機関の充実と連携
- ・ 生徒や学生の選択機会を広げ、学びやすい環境づくりを進めるため、大学等の高等教育機関の整備充実を促進します。
 - ・ 大学等の高等教育機関や研究機関の知的資源を活かし、公民館など生涯学習施設を活用した公開講座や市民大学の開設など学習機会の充実を図ります。
 - ・ 大学の研究者や学生と地域住民との協働によるまちづくりの実践など、大学と地域の連携・交流の仕組みづくりを促進・支援します。

(3) 生涯学習・生涯スポーツの普及

○ 学習・文化体験の機会の充実

- ・ 公民館や各種社会教育施設における特色ある講座の開設や学習プログラムづくりなど、大学や高校など関係機関や各種団体等と連携しながら生涯学習機会の拡充と学習内容の充実を図ります。
- ・ 優れた芸術・文化に触れられる機会を充実させるとともに、住民の自主的な芸術・文化の創造活動を支援します。

○ 生涯学習機能の充実

- ・ 図書館や公民館などの利便性を高め、住民自らがまちづくりを学び、実践できる拠点としての機能を付加するとともに、各種社会教育施設間のネットワーク化の充実を図り、生涯学習情報の一元化や関係団体間の連携、広域的な学習イベント等を推進し、施設の広域的な有効活用を促進します。また、図書館においては、情報の一元化、ネットワークの整備拡充に伴い、専門性をより高めた図書館サービスの核としての役割や機能を担う中央図書館の施設整備を進めます。
- ・ 学習の成果の適切な評価とともに、成果としての知識が地域に活かせるよう、各種サークルや団体、指導者の育成に努めます。

○ 生涯スポーツの場の創出

- ・ 体育館やプール、運動場など生涯スポーツの場となる施設の整備・充実を進めます。
- ・ 住民の健康・体力づくりに向け、各種スポーツ活動の振興、スポーツ行事の開催等を進めるとともに、総合型地域スポーツクラブの設立支援やスポーツ指導者の養成に努めます。

(4) 地域文化の継承・発展

○ 歴史文化資産の保護・継承

- ・ 指定文化財をはじめ、次代へ引き継ぐべき歴史文化資産の適切な保存と活用を図るとともに、歴史文化の学習や体験等に資する情報や資料の整備充実を図るとともに、展示・学習施設の適切な改修、整備を進めます。

○ 生活に根ざした文化芸能の継承

- ・ 伝統的な祭りや芸能など、地域特有の生活文化を継承するため、地域における技の習得と伝承者の育成を図るとともに、人材や資源などの生活文化情報の記録・整備を図ります。

(5) 多文化共生のまちづくりの推進

○ 様々な国際交流の推進

- ・ 都市レベルの姉妹都市交流や児童・生徒、市民の相互交流など、様々なレベルの国際交流活動の取組を活かし、幅広い国際交流を推進します。

○ 海外からの来訪者へのホスピタリティあふれるまちづくり

- ・ 外国語表記による案内サインや観光パンフレットの整備を推進するとともに、ボランティアガイドの養成や住民レベルのもてなしサービスの充実など、海外からの来訪者が満足できる心温かいまちづくりを進めます。

○ 外国人住民との共生

- ・ 増加しつつある外国人住民との多文化共生社会の実現に向け、人権の尊重、教育への取組、就労支援、地域社会との交流機会の確保、外国語表記による住民サービスの提供等に努めます。

主要な施策	主な事業
(1) 人権が尊重されるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権学習・人権啓発の推進 ・ 国際化社会に対応した人権学習の推進
(2) 学びの環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知性と徳性を育む教育の充実 ・ 保・幼・小・中・高が連携した教育の推進 ・ 家庭・地域と連携し、開かれた教育の充実 ・ 児童虐待防止対策の充実 ・ 青少年の健全育成 ・ 各教育施設の整備 ・ 学校給食施設の整備 ・ 地域活動への参加 ・ 高等教育機関の誘致、支援 ・ 市民大学等の開催
(3) 生涯学習・生涯スポーツの普及	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習活動への支援 ・ 社会教育施設の機能強化 ・ 社会教育施設のネットワーク化 ・ 中央図書館の整備 ・ 市民文化ホールの整備 ・ 総合型地域スポーツクラブの設立支援

	<ul style="list-style-type: none"> ・総合体育館の整備 ・生涯スポーツ施設の整備
(4) 地域文化の継承・発展	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化資産を活かしたまちづくりの推進 ・歴史文化資産の保存・施設整備 ・文化財の保護・普及活用
(5) 多文化共生のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民レベルの国際交流の促進 ・外国語表記による案内サイン等の整備 ・外国人住民との交流の促進

※なお、(仮称)小谷城戦国体験ミュージアム整備事業については、令和6年度に実施設計に着手し、令和9年度の完了を予定しています。

4 ^ゆ結いの心で結ぶセーフティネットづくり……………保健・福祉・医療 地域に住むひとたちがともに生き、ともに助け合いながら、生涯にわたって健康 に暮らせる福祉のまちをめざします。

(1) 次世代育成(子育て)支援

○ 安心して子育てできる環境づくり

- ・ 就労や家族形態、ライフスタイルの変化などによって多様化する子育てニーズを適切に把握し、子育て支援や保育サービスの機能充実を図るとともに、保育所等の計画的な施設等の整備を行います。
- ・ 子どもと子育て家庭を地域で見守り支えていくために、子育てに関する情報や学習機会を提供するとともに、地域での子育て相談・支援体制の充実を図ります。

○ 子どもが健やかに育つ環境づくり

- ・ 地域の人材や資源を活用しながら、子どもが様々な体験や交流ができる機会づくりや安心して遊べる場づくりなど、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。

(2) 地域特性に即した福祉の充実

○ 気づき合い、助け合い、支え合う心づくり

- ・ 安心でゆとりある生活が送れるよう、お互いが気づき合い、助け合い、支え合う心を育むことができるように意識の高揚を図ります。

○ 地域福祉活動の充実

- ・ 地域福祉を支える人材や団体を育成するとともに、NPOやボランティアなどの活動を支援します。
- ・ 地域に即した福祉サービスの提供と支援体制の確立を図るため、施設整備を進めるとともに、関係機関等とのネットワークづくりを推進します。

(3) 高齢社会、過疎化が進む地域への対応

○ 高齢者支援体制の充実

- ・ 高齢者の意向が尊重される質の高いサービスの提供を図るため、担い手となる人材の育成・確保に努めるとともに、保健・福祉・介護・医療の各機関が連携したサービス提供体制の充実を図ります。

○ 高齢者福祉施設の整備

- ・ 地域の福祉拠点となる介護予防施設の整備を図るとともに、民間との連携と地域の特性を活かし、特別養護老人ホームやグループホーム等の整備を促進します。

○ 高齢者の社会活動への参加

- ・ 高齢者が健康で元気に暮らせるように、生涯学習活動や老人クラブ活動、子どもたちとの交流活動など、生きがい創出のための活動や健康づくりの活動に対する支援策を講じます。
- ・ シルバー人材センターの活動や高齢者による起業などを支援し、雇用と就業の場の確保に努めます。

○ 過疎化が進む地域への対応

- ・ 過疎化が進行している地域に対して、若者の定住化策の推進、古民家等の活用によるU・J・Iターンなどの移住対策等を進めるとともに、地域福祉の充実を図り、一人暮らし老人、老夫婦世帯の支援策を推進します。
- ・ 過疎化による集落機能低下に対し、集落の再編などの方策を地域とともに協議検討し、機能維持に努めます。

(4) しょうがい者（児）福祉の充実

○ 地域で安心して暮らせる環境づくり

- ・ しょうがいのあるひとが地域で自立して暮らせるよう、グループホームなど

の住まいの場の確保、必要な福祉サービスの提供、就労を含めた日中活動の場の充実を図るとともに、専門職員の配置をすすめ相談機能の強化を図ります。

○ もっと働ける社会の実現と日中活動の支援

- ・ 働く意欲を有するしょうがいのあるひとが、そのひとらしく働くことができるよう、関係機関・学校・企業・サービス事業者が協力して就労支援を強化します。
- ・ 日中活動を支援する施設の整備および柔軟な事業形態で行う地域密着型サービスの構築により、しょうがい者（児）の多様なニーズへの対応に努めます。

○ 発達支援、保健医療体制の充実

- ・ しょうがいの種類や程度、発達段階に応じて一貫した支援を生涯にわたり受けられるよう、発達支援および療育・相談機能の体制強化をすすめます。
- ・ 乳幼児期から高齢期まで、しょうがいおよびしょうがいの原因となる疾病の予防、早期発見・治療にきめ細かに対応する保健・医療施策を推進します。

(5) 社会保障制度の充実

○ 安定した生活への支援

- ・ 傷病やしょうがい、高齢等により生活に困窮する住民に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活の自立に向けて適切な指導と支援を図ります。

○ 年金制度の普及啓発

- ・ 高齢者やしょうがいのあるひとの安定した生活を保障するため、国民年金制度の趣旨や制度についての理解と普及を図り、年金制度への適切な加入を促進します。

(6) 保健医療体制の充実

○ 生涯を通じた健康づくりの推進

- ・ 年齢層に応じた健康づくり運動を展開します。また、ヘルスプロモーションの理念に基づき、家庭・地域・学校・団体や企業等の地域社会が一体となって取り組めるよう、健康増進を支援する環境づくりを推進します。

○ 地域医療供給体制の充実

- ・ 市民の健康管理や初期診療を担うかかりつけ医等を中心としたプライマリーヘルスケアを推進するとともに、高度先進医療機関である市立長浜病院や長浜赤十字病院、伊香地域の中核医療機関である湖北総合病院との連携・協力を推進することで、適切で実効性の高い医療が提供できる体制づくりを図ります。特に、初期救急体制については、湖北医師会および湖北地域消防本部と連携して、その体制の確保を図ります。

○ 保健・医療・福祉のネットワークの充実

- ・ 病気やしょうがいのあるひと、高齢者等に適切に対応するため、疾病予防、治療、リハビリテーション、介護、福祉サービス等のきめ細かな連携システムの構築や施設の整備を図ります。

主要な施策	主な事業
(1) 次世代育成（子育て）支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育施設等の整備 ・ 子育て支援体制の整備 ・ 子育て環境の充実
(2) 地域特性に即した福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 互助の精神を活かした取組の推進 ・ 地域福祉活動の推進 ・ 地域福祉拠点の整備
(3) 高齢社会、過疎化が進む地域への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者支援体制の整備 ・ 高齢者福祉施設の整備 ・ 高齢者の生きがい対策の推進 ・ 過疎化が進む地域への対応
(4) しょうがい者（児）福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ しょうがい者就業基盤の整備 ・ しょうがい者福祉施設の整備 ・ しょうがい者支援体制の整備
(5) 社会保障制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金の加入促進
(6) 保健医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯を通じた健康づくりの推進 ・ 地域医療供給体制の充実 ・ 保健・医療・福祉のネットワークの充実

5 連携と拠点機能を生み出す都市基盤づくり …………… 都市基盤

京阪神圏、東海圏及び北陸圏等との交流・連携を深めるとともに、住んでいるひとの生活圏を基本とした身近な交流を支えるため、都市機能ネットワークの整備を図り、高度な都市サービスが提供できる都市づくりをめざします。

(1) 計画的で適切な土地利用の推進

○ 適切な土地利用の推進

- ・ 土地利用の推進にあたっては、従前の土地利用の考え方を踏まえながら、合併後の長浜市において、都市計画マスタープランの見直しをします。このことにより、適切な規制や誘導を行うことで、自然環境の保全や産業の発展を促すとともに、都市的土地利用と自然的土地利用の調和・共生を図ることにより、持続可能な都市構造の構築に努めます。

○ 地域計画の利活用

- ・ 既成の地域発展計画や事業計画を活用し、地域に即した効果的な施策を行い、めざすべき都市構造の実現に努めます。

(2) 多様な交通体系の整備

○ 鉄道を核とした広域交通体系の整備

- ・ 地域間の交通アクセスを強化し、平成18年に実現した琵琶湖環状線をはじめとする鉄道利用の促進に資する事業展開などにより、京阪神圏・東海圏・北陸圏等への交通利便性の向上を図ります。

○ 広域交通網と連携した二次交通体系の構築

- ・ 広域交通網の整備とあわせて、鉄道駅をターミナルとしたコミュニティバスなどの二次交通ネットワークを構築し、市内各地における交通手段の確保を図ります。

○ 主要な道路体系の整備

- ・ 個性ある各地域間のネットワークを強化し、地域の一体性を高め、均衡ある発展を図るため、各地域間等を結ぶ主要な道路や橋梁の整備・充実を図ります。

(3) 駅を活用したまちづくり

○ 鉄道駅周辺等の市街地整備

- ・ 駅舎等の整備や駅周辺の市街地等の整備を促進し、地域の玄関口にふさわしい駅前広場等のターミナル機能の充実とともに、美しいまちなみ景観の形成に努めます。

(4) 情報化の推進

- ICTを活用した地域情報通信基盤の整備
 - ・ 高度情報化やグローバル化が進展するなかで、民間が主体となったICT（情報通信技術）の活用を促進し、市民生活の向上と地域経済の活性化を図ります。

(5) 災害対策の基盤整備

- 治水対策の推進
 - ・ 洪水や浸水から住民の生命、財産を守り、安全で安心して暮らすことのできる生活基盤を確保するために、河川整備や排水施設の整備を推進します。
- 治山・砂防事業の推進
 - ・ 森林の維持造成を通じて山地に起因する土石流や崖崩れなどの土砂災害を防止するとともに、水源のかん養、生活環境の保全を図るため治山・砂防事業を推進します。
- 地震対策の推進
 - ・ 地震時の被害を最小限に食い止めるため、道路等の都市基盤や公共施設等の耐震化を進めるとともに、避難場所や避難路等の確保を図ります。
 - ・ 民間建築物の耐震化を促進します。

主要な施策	主な事業
(1) 計画的で適切な土地利用等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な土地利用の促進 ・ 生活拠点施設等の効果的な整備
(2) 多様な交通体系の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティバスの利便性の向上 ・ 広域幹線道路の整備 ・ 地域内幹線道路の整備
(3) 駅を活用したまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅周辺の整備
(4) 情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信基盤の整備
(5) 災害対策の基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川改修、新川整備事業 ・ 雨水・排水対策事業 ・ 公共下水道整備事業 ・ 治山、砂防事業 ・ 避難施設等の整備・充実 ・ 木造住宅耐震診断員派遣事業 ・ 木造住宅耐震・バリアフリー改修事業 ・ 公共施設の耐震化

6 自律と協働による住民自治のまちづくり……………まちづくり

合併後の長浜市においても、これまで培われた自律と協働という地域性を活かし、住民、行政がそれぞれの役割を果たし、互いに連携しながら、豊かなまちづくりの推進をめざします。

(1) 住民自らのまちづくり

○ 地域内分権と住民が主体となったまちづくりの推進

- ・ 各地域における自治会活動をはじめ、ボランティア活動、NPO活動等の自主的な各種住民活動の促進や、地域が担うことがふさわしい公共サービスの担い手となる地域づくり協議会などの取組支援を行うなど、住民主体のまちづくりを実現します。

○ パートナーシップの仕組みづくり

- ・ 住民と行政の信頼関係を強め、住民の声を反映したまちづくりを進めるため、情報公開制度や広報広聴活動の充実を図り、透明性の高い開かれた行政を推進します。
- ・ 住民自らが地域について考え、行動できるよう、まちづくりの自主的な取組に関する行政窓口の充実を図り、住民と行政のパートナーシップを促進します。

(2) コミュニティ活動の推進

○ 多様なコミュニティ活動の促進

- ・ コミュニティ活動を支える各自治会や集落単位組織、ボランティア団体、NPOなどの住民組織に対する情報提供や適宜適切な支援を行うことにより、市全体での交流や連携を促進し、自治活動の相互活性化を促します。
- ・ 多様化するライフスタイルに合わせた様々なコミュニティ活動を促進します。

(3) 男女共同参画社会の実現

○ 男女共同参画の推進

- ・ 男女の人権が等しく尊重され、自らの意思によって、あらゆる分野でいきいきと活躍でき、お互いが支え合いながら、喜びも責任も分かち合えるよう、意

識啓発に努めるとともに、その環境づくりを進めます。

(4) 広域行政の推進

○ 住民生活を支える広域行政の推進

- ・ 消防、水道、環境衛生、保険医療などにおいて、質の高い生活サービスを効率的に提供していくため、行政事務の共同処理を図っていきます。

○ 地域の魅力を高める広域連携の推進

- ・ 国・県等の関係機関との連携・協力により広域交通軸の形成を促進し、京阪神圏、東海圏及び北陸圏など、より広い地域からの交流人口の増加をめざした取組を進めます。
- ・ 広域観光ネットワークの強化を図り、地域の魅力づけを図ります。

(5) 健全で効率的な行財政運営

○ 行政改革の推進

- ・ 地域経営という視点に立った行政改革を着実に推進して、社会環境の変化に柔軟に対応できる行政組織と行政システムの構築に努めます。
- ・ 職員の政策形成能力を高め、質の高い住民サービスを提供できる職員の育成を図るとともに、地域ニーズに応じた計画的かつ弾力的な定員管理と人員配置を行い、効率的な行政運営を実現します。

○ 財政改革の推進

- ・ 地方公会計制度改革など国県の財政改革をはじめとした市を取り巻く財政状況の変化を踏まえ、長期的・総合的な観点からまちづくり施策について、その重要度、緊急度、優先度等を見極め、事業の重点化を図ることで、健全で効率的な財政運営に努めます。

主要な施策	主な事業
(1) 住民自らのまちづくり	・ 住民参加型イベントの創出 ・ 地域づくり協議会への支援 ・ 情報公開・個人情報保護の推進 ・ 地域リーダーの育成
(2) コミュニティ活動の推進	・ コミュニティ活動への支援 ・ 地域・NPO活動等の支援機能の充実

(3) 男女共同参画社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女平等の意識啓発と機会整備 ・ 仕事と生活が両立できる環境整備
(4) 広域行政の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域行政の推進 ・ 広域連携の推進
(5) 健全で効率的な行財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニューパブリックマネジメント（NPM）等の積極的な導入 ・ 行政評価システムの構築 ・ 職員の政策法務能力の向上 ・ 計画的な定員管理 ・ 住民系電算システムの最適化 ・ 財務書類4表の活用による資産・債務改革 ・ 公平な税等の負担と収入確保の推進

第6章 重点プロジェクト

合併後の長浜市のまちづくりにおいて、日本で最先端を行く都市の形成に向けて、特に重視して推進すべき戦略的な取組として、次の6つを重点的なプロジェクトに位置づけます。行政による分野横断的な施策と、住民や事業者の主体的なまちづくりへの参画を有機的に結びつけながら、自律と協働で取り組むことにより着実な実現を図ります。

1 「最先端都市形成」プロジェクト

グローバル化に対応し、魅力と活力に満ちた強い地域を形成していくため、民間の活力を最大限に導入し、企業誘致や住宅政策、教育環境の整備、少子化対策など成長政策を軸に事業を展開し、人口の定住化を図ります。

【主な協働の取組】

- グローバル企業誘致プロジェクト
 - ・ 「自動車」「コンピュータ」「家電」など現代の基幹産業をはじめ、「ICT」「バイオ」「ナノ」「環境」など今後成長が見込まれる分野などで、国際競争力の高い優良企業の誘致を図ることとし、また、工場機能にとどまらず、本社機能や研究開発機能の誘致も併せて行い、勤労者にとって多様で魅力的な職種を選択できる環境づくりを推進します。誘致にあたっては、国や県の支援策を活用し、一定規模の企業用地を短期間で選定・整備できるよう、国・県との連携を図ります。

- 最先端教育展開プロジェクト
 - ・ 市内において質の高い教育を受けられる機会が多様に存在し、国際社会に通用し、日本社会をリードできる優れた人材を育成・輩出するまちを目指し、私学の誘致に取り組めます。
 - ・ 産学官連携を一層進めるため、既存の公共施設を活用するなど、大学の専門研究機関やサテライトキャンパスなどの誘致に取り組めます。
 - ・ 世界各国の大学による日本研究・体験プロジェクトの誘致等に取り組めます。

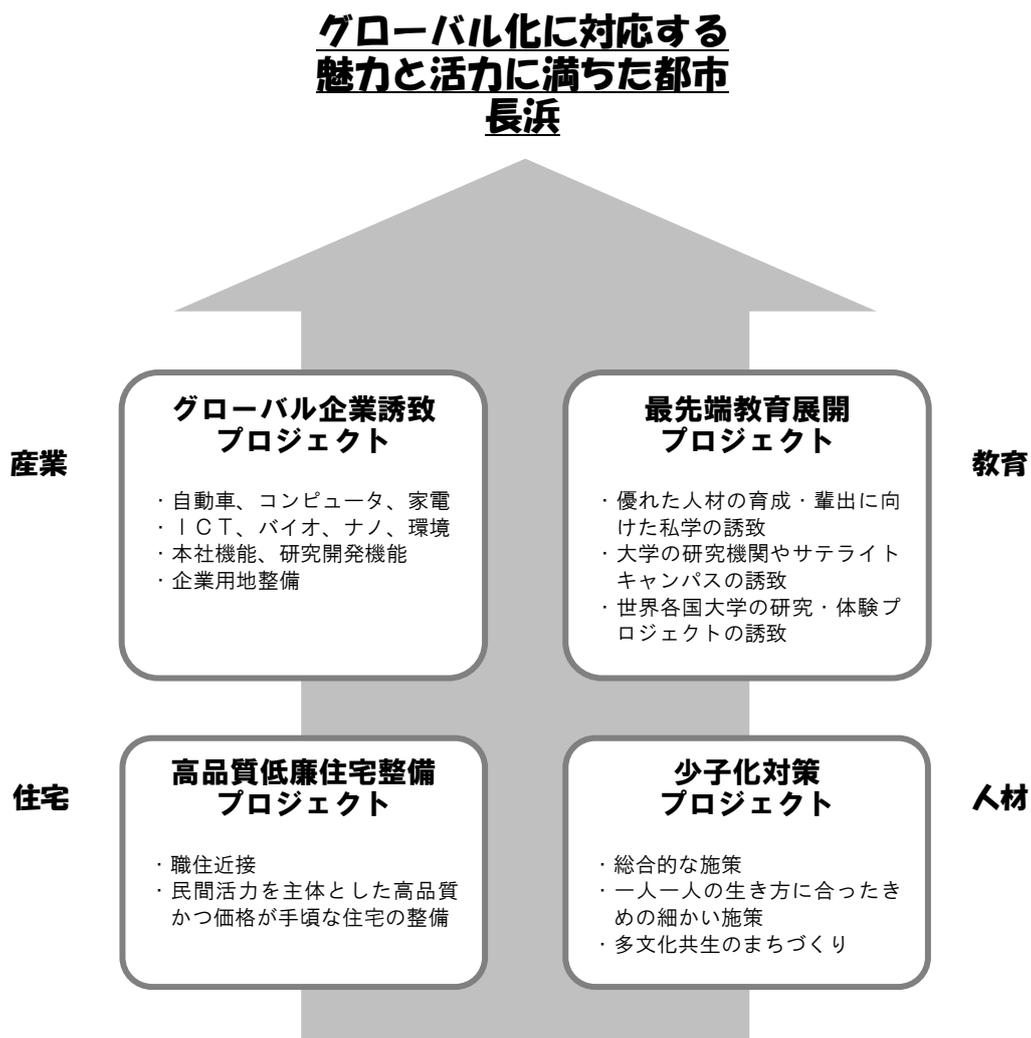
- 高品質低廉住宅整備プロジェクト
 - ・ 職住近接を基本に、民間による活力を主体として、安全・安心で快適な高品

質、かつ価格が手頃な住宅の整備を図ります。

● 少子化対策推進プロジェクト

- ・ 少子化対策を未来への投資と考え、定住化のための総合的な施策の展開を検討する一方、就職、結婚、出産、子育てに希望を見出し、仕事と生活が両立できるよう、人生の節目ごとに、一人一人の生き方に合わせたきめの細かい施策を、市民の協力のもと、推進します。
- ・ 外国人住民が増加していることから、多文化共生のまちづくりを推進する一方、地域のニーズや市民の合意を得ながら、看護師など、外国人住民が定住化できるよう、その環境整備を国や県に働きかけます。

「最先端都市形成」プロジェクトのイメージ



2 「広域交流推進」プロジェクト

豊かな自然環境、信仰文化、史跡や歴史的まちなみ、豊かな田園空間など、湖北地域固有の多彩な資産を活かし、広域的な観光や都市部との交流を積極的に図っていきます。

【主な協働の取組】

- 地域文化の発信による交流推進プロジェクト
 - ・ 自然環境を守り育てるとともに、体験型農業、伝統文化などを活かして地域の特性に磨きをかけ、都市住民に対し「癒し」や「安らぎ」を提供したり、「スローライフ」や「ロハス」など新しいライフスタイルを提示したりすることにより、都市との交流人口の増加を図ります。
 - ・ 広域型・滞在型観光の推進に向け、奥琵琶湖や余呉湖、水源の里などの豊かな自然環境をはじめ、大通寺や十一面観音像に代表される地域固有の信仰文化、古戦場や城跡など戦国時代の史跡、北國街道や北國脇往還のまちなみなど、豊富な観光資源を活かし、これらを一体化することで、「湖北」ブランドとして情報発信し、京阪神・東海・北陸三圏はもとより、首都圏からの誘客を図ります。
- 高次観光サービス機能誘致プロジェクト
 - ・ 最先端都市にふさわしい高次の観光サービス機能として、湖南にはない琵琶湖の魅力を最大限に活かし、滞在型観光のニーズに応えるホテルの誘致をはじめ、食事や佇まいに特徴を持った宿泊施設の整備を促します。
- 奥琵琶湖ブランド化プロジェクト
 - ・ 箱根や富士五湖、湯布院などを参考に、奥琵琶湖周辺にゆかりのある各界の著名人を観光大使に起用し、彼らが訪れた場所や経緯、想いなどをストーリー化する一方、この地域ならではのモデルツアーを統一的にパッケージ化することにより、著名人の隠れ家的スポットとして全国にPRし、奥琵琶湖周辺を新しい保養地としてブランド化します。

広域交流の推進

湖北固有の地域資源の磨き上げ

地域文化の発信による交流促進プロジェクト

- ・「癒し」、「安らぎ」、「スローライフ」、「ロハス」などによる都市との交流
- ・「湖北」ブランドの情報発信

【多様な資源を活かす】

- 自 然 （奥琵琶湖、余呉湖、水源の里 等）
- 信仰文化 （大通寺、十一面観音 等）
- 史 跡 （古戦場、城跡 等）
- 町 並 み （北國街道、北國脇往還 等）

ブランド化戦略

奥琵琶湖ブランド化プロジェクト

- ・新しい保養地としての奥琵琶湖のブランド化
- ・地域ならではのモデルツアーのパッケージ化 等

高次観光サービス機能誘致プロジェクト

- ・滞在型観光のニーズに応えるホテルの誘致
- ・食事や佇まいに特徴を持った宿泊施設の整備促進

観光基盤の整備

3 「広域交通軸の強化による1時間生活圏形成」プロジェクト

生活の利便性向上や産業の立地促進、広域観光の集客向上を目指し、京阪神・東海・北陸三圏域の結節点としての条件を活かした広域交通軸の一層の強化を推進します。また、より濃密で便利な地域間のネットワーク化を図るため、市内のどの地域からも1時間以内で目的地に到達できる「1時間生活圏」を設定するとともに、JR各駅を中心としたまちづくりの展開を推進します。

【主な協働の取組】

● 広域交通軸形成プロジェクト

- ・ 基軸となる南北交通軸を強化するため、国道8号バイパス（長浜市神照町以北）の整備や北陸自動車道のスマートインターチェンジ設置を国や県に要望します。
- ・ 名古屋方面からの新快速電車について、現在、米原駅止まりの便を直接北陸本線へ乗り入れや、大阪・京都方面を結ぶ新快速電車の増便について、県はもとより、必要に応じて福井県嶺南地域と連携しながら、JRに要望していきます。

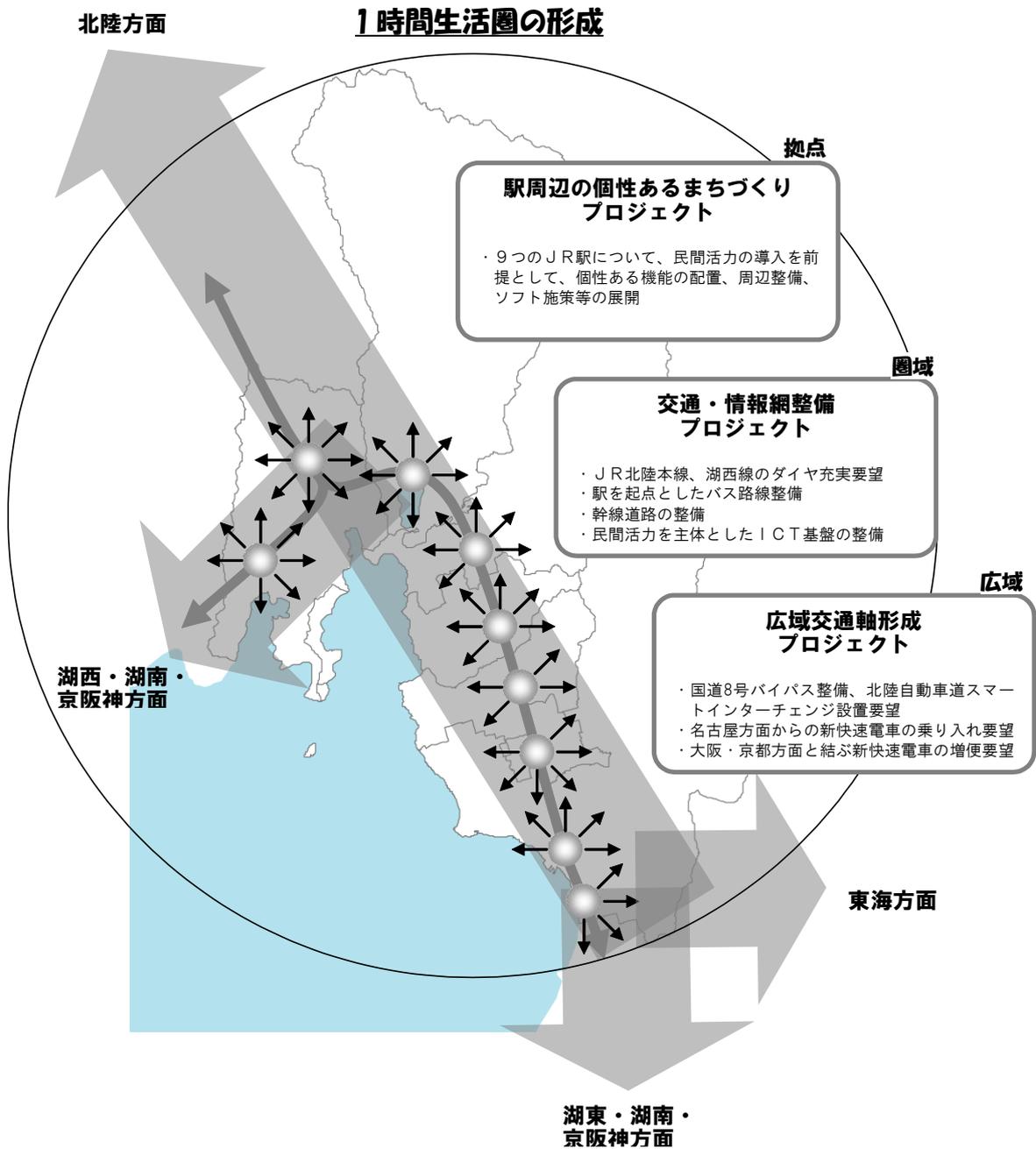
● 交通・情報網整備プロジェクト

- ・ 市内を走るJR北陸本線および湖西線を日常生活における基幹公共交通に位置づけ、身近な地域生活交通として利用促進を図るとともに、通勤・通学、買い物など生活ニーズに対応した、利便性の高いダイヤ編成をJRに要望します。
- ・ JR駅を起点としてバス路線を整備し、鉄道の運行ダイヤや利用者ニーズや利用実態に対応して、目的地までのアクセス向上を図ります。
- ・ 国道をはじめ県道等幹線道路の整備を図り、安全で円滑な交通を目指します。
- ・ 民間活力を主体として、広い市域内の住民相互の交流や情報交換の基盤となるICT基盤（ブロードバンドや携帯電話）の整備を促進します。

● 駅周辺の個性あるまちづくりプロジェクト

- ・ 市内に9つあるJR駅について、民間活力の導入を前提として、それぞれの市街地特性や地域資源を踏まえた活性化の方向とともに、個性ある機能の配置や周辺整備、ソフト施策の展開等により、駅を中心とした魅力あるまちづくりを、効率的、効果的に支援します。

「広域交通軸の強化による1時間生活圏形成」プロジェクトのイメージ



4 「手づくりコミュニティによる地域いきいき」プロジェクト

「地域のことは地域が対応する」を基本として、行政と住民の役割分担を明確にする中で、これまで行政が担ってきた公共サービスのうち、地域が担うことがふさわしいものについては、その担い手となる住民自身による地域づくり協議会の設立や活動展開などの取組を支援します。

【主な協働の取組】

● 地域づくり協議会活動支援プロジェクト

- ・ 現在、長浜市において、概ね公民館単位を1つの地域として、住民自らが地域の課題に取り組む団体「地域づくり協議会」への支援を行っています。合併後もこうした取組が市内全域に広がるよう促します。

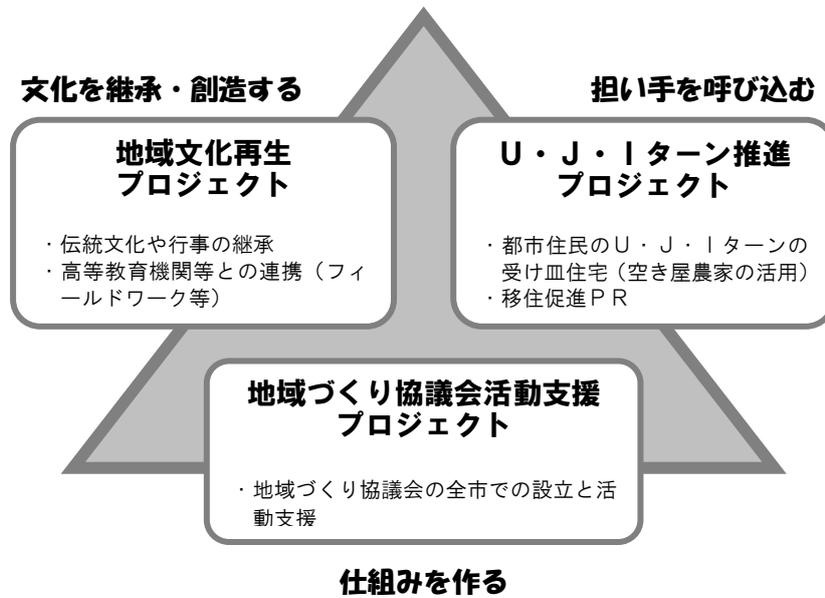
● 地域文化再生プロジェクト

- ・ 400に及ぶ集落が存在するこの地域では、地域住民の結びつきも強く、様々な伝統文化や行事が地域の力で継承されていますが、こうした取組は、地域文化の多様性や、地域住民のアイデンティティの形成、縦社会における子どもの育成など、多面的な効果、効用が期待できることから、地域住民が主体となった取組だけでなく、地域住民とともに課題解決に向けてフィールドワークに取り組む高等教育機関の調査研究活動を誘致するなど、効率的に支援していきます。

● U・J・Iターン推進プロジェクト

- ・ 地域を持続していくうえで人口を確保するための実質的な取組が必要であり、新たなライフスタイルを求める都市住民のU・J・Iターンの受け皿住宅の確保（空き家農家の活用等）や、移住促進に向けたPRなど、地域が主体となった受け入れの仕組みづくりに取り組みます。

手づくりコミュニティが担う いきいきまちづくり



5 「流域をつなぐ水源の里復興」プロジェクト

過疎化と高齢化が進行し、コミュニティの維持や地域活動が困難な状況に陥っている山間集落は、一方で水源を守る重要な役割を果していることから、「上流は下流を思い、下流は上流に感謝する」という、いわゆる「飲水思源」の理念に則り、川の恩恵を受ける下流域の住民と水源を守り育てる地域住民との交流を支援する仕組みづくりを検討していきます。

【主な協働の取組】

● 山村再生プロジェクト

- ・ 過疎化と高齢化が進行する山村を再生しようとする全国の様々な取組事例を紹介する一方、単一または複数の集落において、特色ある産業（山菜、木工品、堆肥の製造・販売、バイオマス燃料原料の産出、体験ツアーの請負、自然食・農家レストラン、空き家を改修した宿泊施設の運営など）を興すことにより、その地域にふさわしい住民自治、地域の魅力・誇りの再発見、他地域のひと・情報の交流など、地域の再生へとつながる住民主体の活動を支援していきます。

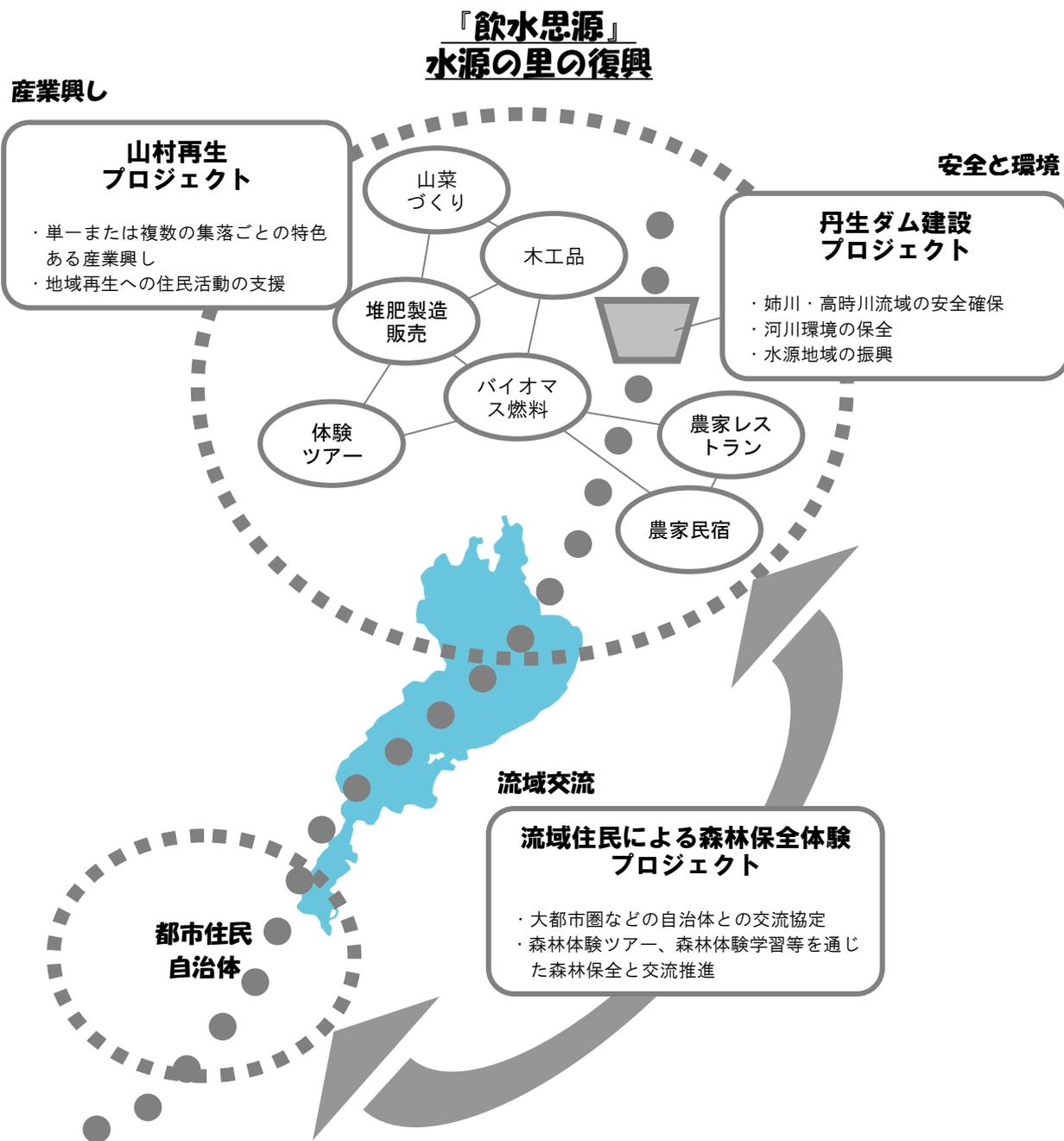
● 流域住民による森林保全体験プロジェクト

- ・ これまで様々な交流のあった大都市圏などの自治体とさらに深い交流協定を結び、その住民や子どもたちを対象に、森林が持つ水源かん養や土砂災害防止、二酸化炭素の吸収などの諸機能を、現地でじかに体験するツアーや、学校教育の一環としての森林体験学習を行い、森林・里山の保全や都市住民と地域住民との交流を図ります。

● 丹生ダム建設プロジェクト

- ・ 昭和47年に琵琶湖総合開発計画において丹生ダム建設が決定されて以来、地域住民と行政が一丸となって、実現に向けた様々な取組を行ってきた経緯を踏まえ、姉川・高時川流域住民の安全で安心できる暮らしの実現、河川環境の保全、水源地域の振興を実現するため、貯水量1億トン規模のダムの早期完成を国へ要望していきます。

「流域をつなぐ水源の里復興」プロジェクトイメージ



6 「低炭素社会推進」プロジェクト

2007年5月、日本政府は、「クールアース50」において、二酸化炭素などの温室効果ガスの世界全体の排出量を現状に比して2050年までに半減するといった長期目標を掲げ、その実現の手段として「革新的技術開発」とこれを中心とする「低炭素社会づくり」を必要としています。

これまでも、「Think Globally, Act Locally」を合い言葉に、4 R (Reduce, Reuse, Recycle, Refuse) を軸とした取組を進めてきていますが、今後においても、より低炭素地域社会づくりに向けて積極的に取り組んでいきます。

【主な協働の取組】

● 脱マイカー推進プロジェクト

- ・ 公共交通機関の整備や中心市街地におけるコンパクトシティの取組を進める一方、カーシェアリングやパークアンドライドといった移動・輸送効率を高める仕組みを検討・導入することにより、通勤や通学、買い物、通院など日常生活を送るうえで、マイカーに依存しない行動圏の形成を促進します。

● 自然エネルギー活用プロジェクト

- ・ 化石燃料に替わるバイオマスや太陽光発電などの代替エネルギーを、地域エネルギーとして活用できる仕組みを検討します。

● 安全でおいしい地産地消農業推進プロジェクト

- ・ 食料品の輸送距離短縮に伴う二酸化炭素排出削減のメリットを享受できるほか、生産者の顔が見え、タイムリーに旬の野菜が食せるなど、安全でおいしい青果物等の需要と供給のバランスが地域内で保てるよう、道の駅の活用、朝市の開催、学校給食への導入など、地産地消の取組を進めます。

● 森林と共生できる山林活用推進プロジェクト

- ・ 公共建築物や家具・建物などへの地域産木材の積極的な活用や、森林整備を進めることで二酸化炭素の吸収源確保を図るなど、山林の活用に取り組めます。

● 「エコまち」推進プロジェクト

- ・ 中心市街地や駅前周辺の一部に「エコまち」をつくり、そこで暮らす市民が取り組む省エネ・省資源・低炭素のライフスタイルを、国・県と連携しながら様々な形で支援していきます。

「低炭素社会推進」プロジェクトイメージ



第7章 県事業の推進

1 県との協働・連携

合併後のまちづくりにおいては、行財政運営の効率化を積極的に図りながら、速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある持続可能な発展を図るとともに、それぞれの地域の特色を活かしたまちづくりを進めることが必要です。

しかしながら、当地域は、県北部に位置し、少子高齢化や過疎化の進展、より経済規模の大きい都市部へと人口が流出するなど、いわゆる「南高北低」といわれる地域事情を抱えています。

このことから、県土の均衡ある発展という観点からも、合併後の課題を踏まえ、県との機能分担や連携をより強め、企業誘致や教育環境の充実、治水事業、都市基盤の整備など、県事業の重点的、優先的な取組に向け、関係機関との協議・調整に努め、その推進を図ります。

2 主な事業

<県に要望する事業>

主要な施策	主な事業
(2) 住むことが誇りとなる環境共生・循環型社会づくり	
①自然環境の保全・再生	・ 早崎内湖再生事業 ・ 有害鳥獣対策事業（カワウ等）
(3) 地域全体の人間力を育むひとづくり	
②学びの環境の充実	・ 中高教育環境改革事業
(5) 連携と拠点機能を生み出す都市基盤づくり	
②多様な交通体系の整備	・ 国道8号バイパス計画策定（国事業） ・ スマートインターチェンジ設置事業
⑤災害対策の基盤整備	・ 丹生ダム建設事業（国事業）

<県が実施する事業>

主要な施策	主な事業
(1) 地域活力の源泉となる多様な産業づくり	
①観光交流産業の振興	・ 鉄道利用促進事業 ・ 誘客イベント開催事業
②次世代成長産業の振興	・ 企業誘致支援事業 ・ 成長産業育成事業
③環境に配慮した農林水産業の振興	・ 経営体育成基盤整備事業 ・ 森林整備事業 ・ かんがい排水・ため池等整備事業 ・ 農業水利施設ストックマネジメント事業 ・ 水質保全対策事業 ・ 農村振興総合整備事業 ・ 中山間地域総合整備事業
(2) 住むことが誇りとなる環境共生・循環型社会づくり	
②循環型地域システムの構築	・ 流域下水道整備事業 ・ 農業集落排水整備事業
③安全で安心して住めるまちづくり	・ 歩道整備事業
(3) 地域全体の人間力を育むひとづくり	
⑤多文化共生のまちづくりの推進	・ 多文化共生推進事業
(4) 結いの心で結ぶセーフティネットづくり	
④しょうがい者（児）福祉の充実	・ しょうがい者福祉事業
(5) 連携と拠点機能を生み出す都市基盤づくり	
②多様な交通体系の整備	・ 主要地方道・一般県道整備事業 ・ コミュニティバス運行補助事業
③駅を活用したまちづくり	・ 交通基盤整備事業
⑤災害対策の基盤整備	・ 河川改修事業 ・ 砂防事業 ・ 治山事業 ・ 急傾斜地崩壊対策事業

第8章 公共的施設の統合整備

これまで、1市6町においては、基礎自治体として自己完結的に公共施設の整備が進められてきた結果、合併後の長浜市全体として見た場合、機能が同一・重複した施設や、少子高齢化、過疎化など人口動態の変化により、既存の公共施設のストックと市民ニーズとの間にずれが生じています。

一方で、こうした公共施設の管理運営に伴う費用が、市の財政を大きく圧迫することから、財政運営の改善を図るため、中・長期的に公共施設のあり方を見直すことが大きな課題となっています。

このため、住民サービスの低下や住民生活への急激な変化が生じないことを第一義として、地域特性や地域間バランス、利便性に加え、人口動態や財政事情を勘案しながら、公共施設の統合整備を計画的、効率的に進めていきます。

なかでも、同一・類似した施設等については、その機能の一元化を図り、機能分担やネットワーク化の推進、指定管理者制度の導入など管理運営方法等の検討を行い、有効活用を図ります。

また、いわゆるハコモノの建設については、極力抑制することを原則とし、その必要性がある場合においても、既存の公共施設等を可能な限り有効活用する一方、市民のニーズを的確に把握し、その必要性、緊急性、規模・整備水準、利用予想、将来の財政負担等を総合的に検証したうえで、効率的、効果的な整備に努めます。

第9章 財政計画

1 財政運営の基本方針

人口減少と少子高齢化が加速する中、本市を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、地方税収入をはじめとする歳入の予測及び歳出の見通しを長期的視点から検討し、限られた財源の効率的な運用を図り、もって「持続可能な行政経営が行える財政構造の確立」を目指すため、基本方針を「未来の長浜市民に、よりよきものを引き継ぐ」こととします。

(1) 基本目標

基本方針に沿った財政運営を進めていくため、次のとおり基本目標を設定します。

① 財政の硬直化の回避

財政の硬直化を防ぎ、求められる施策を推進していくため、財政の弾力性を高め財源調整力を確保します。

② 適切な資産管理

公共施設等の更新費用の削減を図るため、公共建築物の総量縮減や計画的で効果的なファシリティマネジメントによるインフラ資産の長寿命化を進めます。

③ 将来負担額の削減

将来世代に過大な負担を強いることがないように、健全で安定的な財政を保つため、計画的な繰上償還等による地方債残高の縮小を図ります。また、適切な金額を適切な基金に積み立て、将来予期される事業の財源として活用します。

(2) 目標達成に向けた取組

① 人件費の抑制

定員管理基本方針に基づいて適正な定員管理を行うとともに、各種業務の民間委託やデジタルトランスフォーメーション等により人件費総額を削減します。

② 物件費の抑制

公共施設等の適正配置による管理経費を抑制するほか、各種委託業務については、その必要性や内容等について十分精査することで、物件費を削減します。

また、公共施設等の運営については、各施設の実情に応じた管理形態を採用します。

③ 補助費等の抑制

補助金制度ガイドラインに基づき、補助金の公益上の必要性や効果等を検証・見直しを行うことで、補助費等を削減します。

④ 公共施設等の総量縮減・長寿命化

公共施設等総合管理計画に基づいて、公共建築物の総量縮減を進めるとともに、インフラ資産も含めた公共施設等の長寿命化に係る経費は、毎年度安定的に確保します。

また、公共施設等の解体に係る経費を確保することにより、不用な施設については、適切に除却等を進めていきます。

⑤ 投資的経費の適正化・平準化

投資的経費にあっては、規模と経費の適正化を図ることにより、毎年度の投資額を抑制します。また、本市における政策課題の解決に資する事業を厳選し、投資的経費の年度間の平準化を図ります。ただし、合併特例債や合併推進債を活用できる事業については、発行可能期間内に実施します。

⑥ 地方債の繰上償還

将来世代の負担を軽減するため、地方債残高を増やさないこととし、計画的な繰上償還の実施により、公債費負担の軽減と地方債残高の縮小を図ります。

⑦ 基金の活用

財政調整基金は、大規模な災害や不測の事態の財政需要に備えるため、一定額を確保します。

減債基金は、地方債の繰上償還等の地方債償還の財源として積極的に活用します。

特定目的基金は、事業の目的に応じて、計画的に活用します。

また、経費削減や不用な財産の売却等の行革努力により生み出した財源は、将来需要が予測される基金に適切な金額を積み立てます。

2 財政計画

【前提条件】

財政計画は、次の前提条件により作成します。

- (1) 会計は、普通会計（公営事業会計や企業会計以外）を対象に作成します。

(2) 将来推計にあたっては、「中長期の経済財政に関する試算（令和5年1月24日経済財政諮問会議提出内閣府資料）」及び国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を参考にしています。

(3) 歳入歳出の主な前提条件

① 歳入

ア 地方税

令和5年度予算額をベースに、予定されている税制改正を反映しつつ、過去の実績等を勘案して推計しています。

イ 譲与税・各種交付金等

森林環境譲与税は段階的な配分額の引上げを反映、地方消費税交付金は国の経済成長見通し（消費者物価上昇率）を勘案して反映、その他の交付金等は令和5年度予算額を基本に推計しています。

ウ 地方交付税

普通交付税は、地方税の伸び率をはじめ、人口減少による影響や、地方債借入に伴う補正を反映して推計しています。

エ 国庫支出金・県支出金

現行の国庫の補助制度を基本に、歳出見込や過去の実績等を勘案して推計しています。

オ 地方債

現行の地方債制度により、投資的経費に係る地方債や臨時財政対策債を見込んで推計しています。

カ その他

過去の実績等を勘案して推計しています。

② 歳出

ア 人件費

定員管理基本方針をベースに、今後の年齢構成の変動等や業務改善・デジタルトランスフォーメーション取組による削減効果を勘案して推計しています。

イ 扶助費

各扶助費における近年の推移や制度改正、人口減少の影響を見込んで推計

しています。

ウ 公債費

令和4年度までの借入に対する償還額と、令和5年度以降の地方債発行見込額を試算して推計しています。

エ 物件費

国の経済成長見通しを勘案して推計しています。

オ 維持補修費

公共施設マネジメントの取組による計画的な補修経費を見込んで推計しています。

カ 補助費等

一部事務組合で予定されている大型事業を見込むとともに、近年の推移を勘案して推計しています。

キ 投資的経費

各年度の財政状況に対応し推計しています。

ク その他

過去の実績等を勘案して推計しています。

歳入・歳出の見通し

歳入 (単位：百万円)

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
地方税	12,222	17,448	18,424	18,296	17,257	17,093	17,095	16,804	16,818	16,856	16,785	16,935	16,643	16,744	17,208	16,894	17,062	17,112	17,189	17,057
地方譲与税	310	508	516	505	474	450	428	425	420	418	423	436	450	457	435	444	455	455	455	455
各種交付金等	1,098	1,593	1,619	1,547	1,401	1,475	1,603	2,544	2,208	2,389	2,585	2,754	2,944	3,770	3,429	3,463	3,490	3,509	3,528	3,545
地方交付税	6,883	15,389	17,621	17,777	17,677	17,810	18,062	17,448	16,666	16,262	15,807	15,462	15,569	16,636	16,359	14,200	15,256	15,197	14,677	14,940
国県支出金	4,340	12,436	10,443	9,315	9,323	11,748	10,126	10,183	11,029	10,035	10,545	11,836	25,486	15,567	13,177	10,820	11,992	12,720	12,233	12,187
分担金及び負担金	256	380	362	416	476	521	542	549	413	406	385	334	225	257	270	146	146	146	146	146
使用料及び手数料	597	812	825	874	825	758	736	701	616	655	651	513	351	320	352	360	360	360	360	360
財産収入	137	592	282	848	295	443	504	250	353	289	424	865	380	429	324	299	299	299	299	299
寄附金	51	34	4	5	11	6	11	17	70	97	66	76	128	376	356	350	350	350	350	350
繰越金	557	1,660	2,717	700	1,923	1,996	2,252	1,777	2,436	1,668	2,388	3,524	3,796	753	2,279	50	0	0	0	0
繰入金	756	3,884	2,449	746	631	324	865	272	838	3,173	2,876	1,847	2,468	1,834	2,892	3,442	2,867	2,057	2,693	2,533
雑収入	3,898	5,172	4,627	1,155	905	920	896	888	860	851	865	758	747	1,228	1,157	1,231	1,468	1,328	1,199	1,179
地方債	2,238	4,218	5,887	3,412	6,785	7,196	5,608	3,875	2,501	3,550	5,207	5,686	5,420	2,392	1,131	1,223	4,992	3,109	3,156	3,116
歳入合計額	33,343	64,126	65,776	55,596	57,983	60,740	58,728	55,733	55,228	56,650	59,006	61,026	74,607	60,763	59,369	52,922	58,737	56,641	56,286	56,167

歳出 (単位：百万円)

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
人件費	5,433	10,266	8,224	8,139	7,982	7,626	7,969	7,581	7,800	8,091	8,060	7,980	9,281	10,547	10,414	10,363	10,676	10,511	10,889	10,568
扶助費	4,480	6,478	8,900	9,355	9,576	9,652	10,169	10,072	10,419	10,470	10,256	10,497	10,998	12,223	11,369	10,903	11,414	12,051	12,037	12,040
公債費	3,959	7,930	9,050	6,766	9,814	8,600	7,253	5,124	6,052	5,928	5,213	5,260	5,110	4,537	4,284	4,086	4,417	3,923	4,027	3,910
物件費	3,616	7,761	6,360	6,843	6,269	6,623	6,753	6,822	6,971	6,824	6,707	6,900	7,193	8,088	8,373	8,059	7,888	8,210	8,257	7,781
維持補修費	135	310	149	165	207	208	260	265	309	317	415	315	352	335	480	233	434	434	434	434
補助費等	4,274	10,695	7,370	6,723	6,308	6,283	6,526	6,503	6,537	7,446	10,710	8,965	24,785	10,073	10,235	9,371	11,517	9,783	9,185	10,155
積立金	811	1,379	8,354	5,467	578	2,322	2,096	4,025	2,704	2,500	2,746	2,926	3,815	1,917	2,795	426	426	426	426	426
投資及び出資金、貸付金	2,668	3,175	2,871	393	680	689	1,012	770	819	738	798	791	848	924	924	936	865	883	648	613
繰出金	3,339	5,525	5,234	5,669	5,726	5,787	6,244	6,423	6,566	6,766	4,847	4,883	4,966	4,897	4,991	5,246	5,437	5,327	5,366	5,343
投資の経費	4,053	7,890	8,564	4,153	8,847	10,699	8,669	5,712	5,383	5,181	7,407	10,041	5,425	4,943	3,186	3,300	5,664	5,094	5,017	4,897
歳出合計額	32,768	61,409	65,076	53,673	55,987	58,489	56,951	53,297	53,560	54,262	57,159	58,558	72,773	58,484	57,052	52,922	58,737	56,641	56,286	56,167

*歳入・歳出ともに平成20年度～令和4年度は決算額、令和5年度は決算見込額です。

[参考資料] 用語解説

【あ行】	
アグリバイオ	アグリはアグリカルチャー（農業）、バイオはバイオテクノロジー（生命工学）の略語で、両者を合わせた造語。医薬開発や機能性食品の開発等に関する研究分野を指す。
案内サイン	道路等に設置され、主に路線や目的物の位置等を表示し、道案内を行うための交通標識。
インターネット	世界中のコンピュータを相互に結びつけ、文字、画像、さらに音声を含めた多種の情報をやりとりすることができる、地球的規模で行われる情報のやりとりの仕組み。
【か行】	
カーシェアリング	1台の自動車を複数の会員が共同で利用する自動車の新しい利用形態。利用者は自ら自動車を所有せず、管理団体の会員となり、必要な時にその団体の自動車を借りる。マイカーの台数削減による環境破壊抑止や、所有経費の節減などの効果がある。
ガバナンス	統治形態の一つで、行政、市民、企業等、多様な主体が相互に協働関係を持ちながら、社会や地域の問題解決に向かって役割を担い合う統治スタイル。しばしばガバメントと対比されるが、ガバメントは、統治する者が行政、統治される者が市民、というタテ関係で結ばれる統治スタイル。
環境共生住宅	地球環境を保全するため、地域特性に応じ、エネルギー・資源・廃棄物等の面で適切な配慮がなされるとともに、周辺環境と調和し、健康で快適に生活できるよう工夫された住宅および住環境。
グリーンツーリズム	緑豊かな自然や美しい景観、個性的な伝統文化など、都会にはないゆとりとやすらぎを求めて、都市生活者が農山村にゆったりと滞在し、体験・交流することを目的とした旅行。
グループホーム	知的しょうがいのあるひとや認知症高齢者等が、小規模な生活の場で、少人数単位で生活する共同住宅の一形態。食事の支度や掃除などをスタッフと共同で行い、家族的な雰囲気の中で生活を送ることにより、症状の進行を穏やかにし、家庭介護の負担軽減を目指す。
グローバル化	資本や労働力の移動が活発化し、貿易や投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。グローバルの意味は「全地域的な」、「全世界的な」。
ケーブルテレビ	通信ケーブルを媒体にケーブルテレビ局と各家庭を結ぶテレビのことで、難視聴地域の解消を目的として始められた。テレビ放送などのほか、地元の情報などを配信する「コミュニティチャンネル」などもあり、地域密着型のテレビ局。現在では、多チャンネルの番組サービスをはじめ、インターネットサービス、ゲームのデータ配信サービス、カラオケ、ホームセキュリティ、CATV電話など、あらゆるサービスに利用されている。

コーホート変化率法	コーホート変化率法とは、各コーホート（同年または同期間に出生した集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づいて将来人口を推計する方法。
コミュニティ	共同体としての意識を持った地域社会。居住地や関心を共にすることで営まれる共同体。
コミュニティバス	需要が小規模で採算がとれないため、従来の路線ではカバーしきれない地域や、交通空白地帯で運行されている停留所間隔が短いバス。
コミュニティビジネス	地域の人々が地域の人材、資源、技術などを活用して、子育てや介護、環境・リサイクル、タウン情報の提供など身近な地域の需要を満たしたり、課題解決や活性化を図ったりする小規模なビジネス。
コンパクトシティ	都市において市街地が郊外へ拡散することにより、中心市街地の衰退や自動車中心社会に伴う交通弱者の増加、環境破壊、行政コストの増大などの問題が生じていることから、市街地を中心部に集約することにより、こうした課題を解決し、住みよいまちづくりを目指そうとする考え。
【さ行】	
持続可能（な）	（英：Sustainable）近代文明を用いることによる、経済、社会、環境、エネルギーなど人間のあらゆる活動が、将来にわたって続けていくことができるかどうかを表す概念。
少子化	合計特殊出生率が、人口置き換え水準（2.08）をはるかに下回り、かつ、子どもの数が高齢者（65歳以上）人口よりも少なくなること。少子化の一方で、高齢化が進展する社会を少子高齢社会または少子高齢化社会という。
食育	一人一人が、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組。
新エネルギー	太陽光や風力、生物が作り出すバイオマスエネルギーなど、自然でクリーンなエネルギーや二酸化炭素の発生が少ない合成エネルギーなど。
水源の里	水源に位置し、過疎・高齢化の進行により、コミュニティの維持など地域活動が困難な状況にある集落。
スケールメリット	規模の経済性。行政においては、自治体の人口規模が一定程度大きくなると、住民一人当たりのコストが安くなり、反対に人口規模が小さくなるほどコストが高くなる。
スマートインターチェンジ	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジで、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジ。簡易な料金所の設置で済み、料金徴収員が不要なため、従来のICに比べて低コストで導入できるなどのメリットがある。
スローフード	イタリアで始まったNPO（非営利）運動。ファストフードによって、全世界で味の均質化が起こっていることに危惧を抱いたイタリアのひとたちが、地元の食材と「食」にまつわる文化を大事にしようと取り組み始めたもの。

スローライフ	スローフードの考え方を、生活（ライフ）全体の豊かさに広げてとらえたもの。
【た行】	
ターミナル	鉄道、バスなど多くの交通路線が集中した終着駅、また、始発駅。
地産地消	その土地で採れたものを、その土地で消費すること。土地の気候風土に合った農林水産物を新鮮なうちに食べる。また、そのための流通等の仕組み。最近では、産地と消費地の輸送距離が短いことから、二酸化炭素排出削減、ひいては地球温暖化防止に貢献することでも評価されている。
地方政府	中央政府（国）と対等な関係にあり、自治立法権、自治行政権、自治財政権を持つ完全自治体のこと。これにより、条例により法令の規定を「上書き」できる条例制定権が付与される。
低炭素社会	地球温暖化の主要因とされる温室効果ガスの一つである、二酸化炭素の排出量が少ない産業・生活システムの確立により形成される社会。
道州制	数府県の地域を単位とする広域行政体として、道または州を置く制度。各界の道州制論議においては、自立した自治体に向けて、国が担っている権限の多くを道州に移譲することが明記されていることから、道州制は「地方分権の総仕上げ」と言われる。
特産林産物	しいたけやえのきたけ等のきのこ類、竹材、うるし等の伝統的工芸品原材料、木炭等の木質系燃料、樹実類、山菜等をさす。農山村地域における重要な産業の一つ。
都市サービス機能	比較的規模の大きな都市で成り立つサービス機能や産業。情報サービス、業務サービス、ホテル、スポーツ・レクリエーション等。
【な行】	
ニューパブリックマネジメント（NPM）	（英：New Public Management）行政が行ってきた公共サービスに市場メカニズムや民間企業経営の理念を取り入れ、行政の効率化を図っていく概念。具体的には、競争原理、結果主義の導入、住民を顧客と位置付けることなどがある。
ネットワーク	網状のもの。道路ネットワークや情報ネットワークなど。
【は行】	
パークアンドライド	最寄り駅またはバス停まで自動車移動した後、近隣の駐車場に駐車し、公共交通機関（主に鉄道やバス）に乗り換えて目的地まで移動する方法。輸送効率の向上による二酸化炭素の削減、渋滞の緩和、目的地までの時間の正確性などの効果がある。
パートナーシップ	住民・事業者・行政などが、互いを自立した主体的存在として認め合い、尊重し合った上で、対等な関係のもとでそれぞれの役割と責務を明らかにし、共通の目標に向かってまちづくりなどの事業を協力・連携して進めていくこと。
バイオ、バイオテクノロジー	生命工学、遺伝子組み換えなどにより新しい生物を創り出し、製薬など化学工業に応用する技術。

バイオマス	生物資源(バイオ)の量(マス)をあらわし、エネルギー源として再利用できる動植物から生まれた有機性の資源のこと。バイオマスの種類は、大きく分けると廃棄物系バイオマスと栽培作物系バイオマスに分かれる。
バリアフリー	高齢者やしょうがい者が生活・行動していく上で妨げとなる物理的・精神的な「障壁(バリア)」をなくして、誰もが安心して暮らせる生活・社会環境をつくろうという考え方。
ビオトープ	ドイツ語のBio(生物)とTope(場所)の合成語で、野生生物が共存共栄できる生態系を持った場所。
琵琶湖環状線	北陸本線の長浜～近江塩津と湖西線の永原～近江塩津の総延長29.5kmの交流電化区間を直流方式に切り替え、県内鉄道の電化方式を統一することにより、京阪神方面から「新快速電車」がダイレクトに北びわこ地域へ乗り入れ、近江塩津駅において同時刻・同一ホームで乗り換えが可能となる路線及び事業の総称で、平成18年10月21日に実現した。
4R	リサイクル(Recycle)、リユース(Reuse)、リデュース(Reduce)、リフューズ(Refuse)を合わせた、低廃棄物化への取組の概念。各用語の意味は別欄参照。
プライマリーヘルスケア	住民に最も身近な地域の、住民にとって最も重要で根本的な、健康づくりの取組のこと。
ブランド、ブランド化	マーケティングの用語で、当該商品、サービス等を他と識別するためのシンボル、マーク、パッケージ、デザイン、名前の総体をブランドといい、他ブランドから当該ブランドを識別するための活動をブランド化という。最近は「地域ブランド」という使われ方が広まりつつある。
ブルーツーリズム	島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。
ブロードバンド	インターネットなどのネットワーク回線において、一定時間に送ることのできるデータ量が多い(=速い)こと。
ヘルスプロモーション	健康づくりに取り組もうとするひとを社会全体で支援し、健康づくりが行いやすい環境を整備するという考え方
ボランティア	個人の自発的な意志によって無償で社会的な活動を行うひとのこと。またはその行為。
【ま行】	
マスタープラン	基本となる計画。
【や行】	
U・J・Iターン	移住形態の総称で、Uターンは出身地から転出し、再度出身地に住むこと、Jターンは出身地から転出し、出身地の近隣地域に住むこと、Iターンは出身地とは関係のない地域に住むことを指す。
結い(ゆい)	共同体の相互扶助の仕組み。
ユニバーサルデザイン	様々な人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境等をデザインすること。

【ら行】	
ライフスタイル	ひとそれぞれの価値観から生み出された、生活様式や行動様式。衣食住から交際、娯楽等を含む暮らしぶり、さらにはその元になる生活に対する考え方や習慣なども含めて捉える。
リサイクル (Recycle)	資源を再生利用すること。
リデュース (Reduce)	ごみの発生を抑制すること。
リユース (Reuse)	再使用。不要になったものをそのままの形でもう一度使うこと。
リフューズ (Refuse)	購入拒否。買い物袋の持ち込みによるレジ袋削減の取組など。従来の3R (リサイクル・リユース・リデュース) に替わる概念として、リフューズを加えた4Rが定着しつつある。
類似団体	人口及び産業構造等により、全国の市町村を複数のグループに分類した結果、同じグループに属する団体のこと。
ロハス	Lifestyles Of Health And Sustainabilityの頭文字をとったLOHASの日本語による呼称。健康と地球環境への関心を第一義に、持続可能な社会のあり方を追求するひとまたは生活様式。分野別では、持続可能な経済、健康的なライフスタイル、代替ヘルスケア、自己啓発、環境に配慮した暮らし、に分類される。
【アルファベット略語】	
ICT	Information and Communication Technologyの略。情報・情報に関する技術の総称。日本語では一般に「情報通信技術」と呼ぶ。従来用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられ、「IT」に替わる表現として国際的に普及している。
NPO	Nonprofit Organizationの略。営利を目的としないで社会に対するサービスを提供する非政府団体・民間非営利組織の総称。福祉、環境、教育、人権問題など、公益活動に取り組むボランティア的団体が多いのが特徴。平成10年、この組織に法人格を与え、活動を支援するための「特定非営利活動促進法」が成立している。
PFI	Private Finance Initiativeの略。民間資金主導型の公共施設整備手法で、民間の資金とノウハウを活用して効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る仕組み